

議長／これより、本日の会議を開きます。

まず、諸般の報告をいたします。

西本正俊議員、宮本議員より欠席届の提出がありましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1及び日程第2を会議規則第36条の規定により一括して議題といたします。

これより、13日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって発言は、お手元に配付いたしました発言順序のとおりに願います。

松崎君。

松崎議員／自民党福井県議会の松崎雄城でございます。

昨日、一番最初の質問が笹原議員だったということで、新人でフレッシュな感じで、2日目の一番最初が私ということで、若くてフレッシュということで、非常に爽やかな朝を迎えられたんじゃないかなと理事者の方々には思いますけども、ぜひこのまま爽やかに私が笑顔で席に戻れるような、よい答弁を期待したいと思います。

まず、北陸新幹線敦賀以西ルートについて質問させていただきます。

先日、国の年末の予算編成に向けて概算要求が示されました。

北陸新幹線敦賀以西の着工については事項要求という形になり、年末の予算編成まで今後の活動がより一層重要になったことは、我が会派の代表質問でも取り上げました。

今後、まずは環境アセスメントの早期完了と着工5条件の確認を早急に進めていき、年末の予算編成において予算の確保を勝ち取らなければいけません。

私個人といたしましては、事項要求という形で示されたことは、ある程度評価しておるところでございます。

ただ、これが年末の予算の確保につながるかは、やはりこの秋において環境アセスの完了や正式なルートの公表など、中央においてどれだけこの敦賀以西の話が進むのかということが大きく関わってくると考えております。

そのためにも、我々地元としてはしっかり活動を展開し、県選出の国会議員をはじめ、沿線府県の国会議員の先生方に我々の声を政府及び環境省庁に届けていくことが重要となっております。

私は2020年当時の与党が敦賀－新大阪間を令和5年度当初に着工すると決議し、当時の国土交通大臣が決議案を重く受け止め、関係機関と調整して着工5条件の早期解決を図るとしたことは大変重いと感じております。

ここはやはり、しっかりと知恵を絞っていただいて、何らかの形で年末の予算を少しでもつけていただかなければならないというのが我々地元の人間の必死の思いでございます。

改めて、今回の北陸新幹線敦賀以西ルートへの予算の事項要求について知事の所見を伺います。

また、年末に向けて環境アセスの早期完了と着工5条件の解決に向けた県の取組をより一層行っていく必要があると考えますが、所見を伺います。

先月4日に高校生県議会が開かれました。

私は敦賀気比高校の生徒と共に敦賀市新駅の周辺整備などについて考えました。高校生から聞かれた内容で私が注目したのは、県のPR戦略についてでございます。高校生などからすると、いまだに北陸新幹線開業に向けた機運が盛り上がっていないように見えているのではないかという印象を受けました。

「地味にすごい、福井」などのキャッチコピーやロゴなども、一般住民の現場の雰囲気としてはまだまだ浸透していないのではないかと感じます。

ただ、高校生から県に質問をすると、県で行っている施策の成果が答えられるだけなのですが、それでは本質に至っていないと感じたのが正直なところです。

現場の肌感覚で感じられていないということに対して、もっと政策を強化するということが必要ではないかと考えます。

県では、これ以上難しいということであれば、広告業者を入れるなど、外部協力者を入れてプロの目線からもっと地域に浸透させていくのが重要ではないかと考えます。

そこで、北陸新幹線福井・敦賀開業に向けてさらなる機運の醸成を図るため、外部業者を入れてさらにPR方法を強化していくべきかと考えますが、中村副知事の所見をお伺いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／松崎議員の一般質問にお答えを申し上げます。

昨日は笹原議員、今日は松崎議員、大変フレッシュなメンバーから御質問をいただきまして、でも今お話を伺っていて、松崎議員もだんだんと落ち着いてこられたなというふうに感じているところでございます。

今日も熱烈な応援団が来られておられまして、私も圧倒されておりますけれども、しっかりと負けないよう御答弁をさせていただこうと思います。

まず、私から北陸新幹線敦賀以西の着工に向けた予算が事項要求とされたことについての御質問にお答えを申し上げます。

今回、敦賀以西の着工について事項要求となったわけですが、これにつきましては、環境アセスメントの遅れですとか、また、様々な施工上の課題、さらには着工5条件、これらの整理といった多くの課題を今抱えている中では、こうした形にせざるを得なかったのかなというふうに思っております。

そういう意味では、この後どうなるのかがまだ見えない状況ですので、これについての評価は難しいんですけども、一方で我々がしっかりとこれまでも訴えてきたこと、また、与党が提起をしてきたこと、こういったことを踏まえて国交省がこうした形にしたのではないかと。

これまでの我々の努力の結果でもあるかなというふうにも考えているところでございます。今申し上げたように、課題は山積をしているところでございまして、そういう中で政府・与党におかれましては、この与党として決議をしている来年度の当初の着工ですとか、また、着工5条件、課題の整理、こういったものを一日も早く整理、課題解決をしていって何とか結論を出していただきたい、その結果として来年度の当初予算に事業費を盛り込ん

でいっていただきたいというふうに考えているところでございます。

これらを実現していくためには、これまでも小浜市さんをはじめ、沿線一体となって様々な形で大会を行ったり、中央要請を行ってきたわけですけれども、この熱意をさらに盛り上げていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

そのためにも県議会、さらには県選出の国会議員の皆様方、沿線の自治体や、さらにはその関連の国会議員の先生方、そして経済界などが一体となって政府・与党に強く訴えかけていく、また、関西地域を中心として機運の醸成を盛り上げていく、こういったことを行いながら年末の予算編成で何とか形にさせていただけるように今後とも努力をしまいたいと思いますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

議長／副知事 中村君。

中村副知事／私からは、福井・敦賀開業に向けた機運醸成ということで御質問をいただきました。

レールが敷かれて、それから駅ができてということで、先生方もはじめ我々関係者は異様に盛り上がっているわけですけれども、それが高校生をはじめ、一般県民の方々にとこまでその盛り上がりが伝えられるか、逆に、その方が自分ごととして盛り上がっていただけるかというようなこと、これは大変、新幹線の大きな事業の中で一番大切なことだと。

6年の秋には、\*\*\*キャンペーンが行われますので、観光事業者の方々はもうここを目標に、さあ頑張るぞというような状況になっております。

ただ、全ての県民の方々が、この新幹線が自分ごととして捉えていらっしゃるかというと、つまり、開業したら自分の暮らしはどうなるんだろう、自分の仕事はどうなるんだろう、ああいう仕事もしてみたい、あそこにもアタックしてみたい、これが新幹線の効果でございまして、こういうことを考える機会をたくさんつくっていただく、これが必然的に機運醸成となると思います。

これは行政だけではとてもできることではございませんので、議員御指摘ありましたように、県内でございますけれど、マスコミを中心とした企画会社に御相談をして、委託もしております。

ただ、これはタイミングがございまして、例えば5年の3月に向けてとか、そういうことで開業記念のドラマをつくったり、それからいろんなメッセージを集めてそれを発表したり、また、イベントとしては敦賀の基地から県境までレールウォークをやったりということで、県民の方々がいろんな入り口から参加できて、新幹線が本当に来る、そのときに自分たちはどうするというようなことに思いを馳せていただけるような、そんな仕組みをつくっていかうと思っております。

おっしゃるように、プロの力を借りるところは十分借りて、醸成に努めてまいりたいと考えております。

議長／地域戦略部長 吉川君。

吉川地域戦略部長／私からは1点、環境アセスの早期完了と着工5条件の解決に向けた県の取組についてお答えをいたします。

敦賀以西の環境アセスメントにつきましては、全ての沿線地域で現地調査に着手しております。丁寧な地元調整を行いながら調査を進めていると認識しております。

しかしながら、詳細ルート決定や事業費の算定のためにも、引き続き、鉄道・運輸機構において迅速かつ丁寧に進めていただく必要があるというふうに考えてございます。

また、着工に向けましては、着工5条件の解決のほかにも、建設発生土の処理、または地下水への影響、そして京都、大阪駅など施工上の課題が多数山積をしております。政府・与党におきましては、年末に向け課題の解決に向けた検討を一層加速化していただければならないと考えているところでございます。

県としましても、施工上の課題の一つであります建設発生土の受入先の確保の検討、こういったものを進めるなど、課題解決に向け最大限協力していく考えでございます。

議長／松崎君。

松崎議員／ありがとうございます。

本当にこの年末に向けては、これからの活動が重要になってくるかなと思います。

ぜひ知事を先頭に、我々小浜市、若狭地域一帯もしっかりと進めてまいりたいと、頑張っ  
てまいりたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、詳細なルート決定、これかなり地元の人たち期待しております。僕もしょっちゅう、おまえ実はルート知ってるんやろと聞かれるわけですけれども、なかなか、やはりそれぐらい地元の期待度は高いんで、ぜひ、なるべく早くそういった情報も得られるような形を取っていただければなというふうに思います。

また、副知事も元気にお答えいただけまして、よかったなというふうに思いますので、ぜひこれも機運醸成に向けて一緒によろしく願いいたします。

では、2つ目の質問、大雨災害対応について質問させていただきます。

昨日の細川議員、山浦議員と多少かぶるところがございますけれども、続けて質問させていただきたいと思います。

先月4日から5日にかけての大雨により被災された方々にお見舞い申し上げます。

この大雨災害により、民間はもちろん林業、農業、そして交通など、幅広い範囲で被害が発生いたしました。

交通面では、嶺北と嶺南を結ぶ3本の道路が全て通行止めとなり、私もしばらくは嶺北に行くことができなくなりました。

農業では、収穫間近の農作物が被害を受けて、農業者の落胆は大きかったと思います。

さらには、民間の被害が大きく、いまだに多くの住民が元の住居に戻れずにいます。

一日も早い復興を望むところです。

このような中、多くのボランティアの方が協力し、浸水により民間の中にたまった泥を掻き出したり、水に浸かってしまった家具を運び出したり、床を剥がして床下の泥の掻き出しなどを行っていただいております。頭の下がる思いです。

私も先月11日に、南越前町にボランティアに入らせていただきました。  
当時は非常に気温が高く、聞くところによりますと、毎日のように気分を悪くされる方が出たそうです。  
私がボランティアに実際に入り感じたことを、反省も込めてお話させていただこうと思います。  
私たちは7人ほどで、1軒の民家の玄関先の土砂の運び出しや窓、サッシ、家具の運び出しなどを行っておりました。  
ただ、聞くところによりますと、そのお宅はもう解体してしまうというお話でした。  
現地の方々が求めていることに答えようとボランティアに入っておりましたので、もう何も考えずに指示どおりに動いておりましたが、反省してみますと、もう少し効率のよい支援の方法があったのではないか、あるいはボランティアの配置の仕方があったのではないかという気がいたしました。  
解体するにも、ある程度泥は掻き出しておいたほうがよいのでしょうし、廃棄物の処理は必要かと思いますが、家の外の土砂を6、7人の手作業でやると、半日かけて玄関周りがやっと終わる程度でした。  
それよりも、ミニショベルなどの小型重機であれば、1人で15分ほどあれば終わっていたことだと思いました。  
実際、目の前に重機が誰も使っていない状態で置いてあり、私と一緒に入っていた方の中には運転できる方もいて使いたがっておりましたが、結局、重機の持ち主が近くになかったため、そのまま手作業でするしかありませんでした。  
その方も、もっとお役に立てたのにと残念がっておりました。  
また、別のお宅の床を剥がして、床下にたまった泥の掻き出しを行っておりましたが、丸のこなどがあればもっと楽に床を剥がせたと思います。  
ただ、その場になく、普通の小さなのこぎりで一枚一枚床板を剥がしていたので効率が悪く、すごく時間がかかってしまいました。  
中には、こういう作業があるなら器具を持ってこればよかったという声もございました。  
現地の情報が少なく、我々ボランティアに入る側も、服装とスコップ、トラックがあれば持ってきてもらえると助かるというような情報しかもらっていないなかったため、それ以上の準備をすることはありませんでした。  
もっと、どういった家で何をしてほしいのか、この住宅は家の中の作業だから人手が要る、この家は土砂の搬出だから什器とトラックさえあればすぐ終わるなど、現場状況の把握がうまくいけば、より早く復旧が進むのではないかと思いました。  
問題は、そういった状況整理や情報の取扱いをどの機関がするのか、どこが取り仕切っているのかも我々には分からない状態だったので、取りあえず災害連携協定を結んでいる有効組織に連絡を取っておりました。  
そこで、災害が起きた際に、県や市町のボランティアセンターがどういった基準で立ち上がり、その後の現場状況の整理、ボランティアの受入れ体制や業者への支援依頼など、県と市町がおのおの担っている部分を伺います。  
また、県や市町の災害対策本部の被害情報や現場の状況をいち早く分析し、住民に聞き取

りなども行い、より効率的なボランティアの方々への協力方法を考える必要があると考えますが所見をお伺いします。

また、今回も多くの方が被害を受けたわけですが、今後も大雨による河川の増水などにより、農業に被害が出ることは十分考えられます。

昨年より流域治水の考え方が出てきて、県の流域治水プロジェクトの中にも田んぼダムの整理などが盛り込まれておりましたが、以前から農業者の方から話を聞くと、協力はするがその分の補償は考えてほしいというのが主な要望でした。

田んぼダムの整備などは、河川氾濫時に人身被害などが軽減するということのようなことが主な考え方ですが、就農者が減っている現状でさらに農業者に負担を強いるようなことがあったり、今回のように収穫間際の被害があったりということになれば、より農業から離れる方が増えるのではと危惧しているところです。

そこで、流域治水プロジェクトの中で、田んぼダムの整備など農地整備部分の進捗を伺うとともに、治水対策に協力する農業者への被害へどういった対応を取っていくのか所見をお伺いします。

また、そもそも河川整備を進めていくことも重要かと思えます。

今回の河川の氾濫もそうですが、県内には多くの県管理河川があるわけですが、今回の大雨災害からこういった河川整備の重要性が増したと考えますが、県の認識と今後の対応をお伺いします。

議長／地域戦略部長吉川君。

吉川地域戦略部長／私からは2点お答えをいたします。

まず1点目、災害時の県市町の災害ボランティアセンターの設置基準と役割についてお答えをいたします。

市町の災害ボランティアセンターは、災害状況等を基に市町災害対策本部と運営を担います地域の連絡会、または社会福祉協議会が協議しまして設置を検討しているところでございます。

一方、県におきましては、県の災害対策本部が設置された場合ですとか、複数の市町でボランティアセンターが設置され広域的な支援が必要と判断された場合など、災害ボランティアセンター本部を設置することとしております。

役割分担につきましては、基本的に市町ボランティアセンターがボランティアニーズの把握ですとか、資機材の調達、そして現地でのコーディネート、こういった機能を行いまして、一方で県ボランティアセンター本部は、市町センターの運営の補助ですとか、現地へのボランティア輸送等の支援を行っております。

しかしながら、現場では経験不足とか混乱等もございまして、市町が県のサポートを必要とするケースも多く発生しているのが実情でございまして、こういった基本的な役割分担にかかわらず、臨機応変に協力、対応をすることとしております。

次に、2つ目、効率的なボランティアへの協力方法についてお答えをいたします。

今回、南越前町でのボランティア活動につきましては、区長さんが各世帯から希望を聞き

取りまして、ボランティアの必要数の依頼ですとか、現場での割り振りなどを行っていたところですが、初めての災害対応ということもございまして、議員御指摘のとおり、少し効率的でない部分もあったと考えております。

ボランティアの方により効率的に活動してもらうためには、災害時の作業内容についての知識や経験を持ち、現場の状況に応じた必要なボランティア数の把握ですとか、適切に作業の指示ができる、こういったリーダー的人材の確保が重要であると、今回の災害を経験して改めて認識したところでございます。

このため、今後、市町職員に加えまして、社会福祉協議会ですとかNPO法人など、災害ボランティアセンター運営に関わる方々を対象に、平常時におきましても研修、訓練等を行いまして、災害が発生した場合に迅速に対応できる人材を育成してまいりたいと、こういうふうに考えてございます。

議長／農林水産部長児玉君。

児玉農林水産部長／私からは1点、田んぼダムの進捗及び大雨災害等による農業者への被害の対応についてお答えいたします。

田んぼダムは、令和3年度までに鯖江市、福井市、越前市、若狭町の1,656ヘクタールにおいて実施されておりまして、今年度新たに大野市、おおい町の2市町が加わることで、県全体の取組面積につきましては1,856ヘクタールとなっております。

近年の国の調査結果からは、今回のような大雨につきましても、水田の畦畔から水があふれたりする、そういった可能性は低く、水稻への影響はほとんどないとされております。県では、流域治水対策の一つとして田んぼダムを推進しておりまして、今後も市町や土地改良区など、関係者と協力いたしまして、田んぼダムの仕組みや農業へ影響がないことを、現地での実証等も通じまして農家の方にPRしてまいります。

また、田んぼダムにつきましては、何より農家の方々の協力がないと進むものではありませんので、農家の方に設置費用や管理の負担をかけずに取組を拡大していきたいと考えております。

議長／土木部長高橋君。

高橋土木部長／私から、大雨災害から河川整備の重要性が増したと考えるが、県の認識と今後の対応についてという質問に対してお答えを申し上げます。

今回の大雨では、北越地方や丹南地方の11の河川で氾濫が発生するなどしまして、多数の家屋が浸水するなど、甚大な被害となったところでございます。

一方で、国土強靱化予算が始まりましたから、県内の各河川では樹木伐採ですとか、土砂撤去にかなり予算をかけましてこれまで実施してきているところございまして、その効果が今回の雨でも、日野川をはじめとした各河川で発揮されたものと考えているところございまして、改めて事前に対策をしておく重要性について認識したところでございます。今回の災害を踏まえまして、今後、国土強靱化の5か年の加速化対策を活用した河川改修

ですとか、緊急浚渫推進事業債を活用したしゅんせつ、伐木、そういったものを一層強化してまいりまして、併せて田んぼダムなどの流域治水対策も進めていきながら、災害に強い県土の実現に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。

議長／松崎君。

松崎議員／ありがとうございます。

先日からずっと、この河川の整備の重要性というのは僕も言わせていただいていますけども、今回それがまた表に出る形になったのかなと思います。

今ほど、答弁もございましたけれど、平時のときからしっかりと対策していくことが非常に重要なかなと思いますので、起こってからでは遅いですので、今回、人的被害はありませんでしたけども、これからもぜひそういった形で対応を取っていただければなというふうに思います。

3点目、似たような話になりますけども、異常気象対策についてお伺いさせていただきます。

先ほど伺った大雨もそうですが、近年、異常気象に悩まされる事案が多く発生しております。

今年は気温の面でも、小浜市にて県内過去最高気温を更新し、その前後でも非常に暑い日が続きました。

気温の上昇は様々な場面で悪影響を及ぼしますが、小浜市において影響を及ぼしたうちの一つが、よっばらいサバです。

県のブランド魚の一つでもあるよっばらいサバが、早い時期からの海水温の上昇により、元気がなくなったり死んだりして出荷停止となりました。

この問題は小浜だけでなく、これから県全体で海産物の増養殖を推進していくに当たって考えなければいけない課題だと考えます。

陸上養殖であれば、これらの問題は起こりませんが、多くの量を取り扱うことは難しく、さらに相当の施設の整備費がかかります。

これから研究開発を進めて、これらの課題への解決方法を模索していく必要があります、それとともに漁業者へのケアを考えていく必要があると考えますが、海水温の上昇などによる水産業の増養殖への影響について県の認識を伺うとともに、これらの影響を受けた漁業者への支援など今後の対策をお伺いします。

また、今年は6月頃から気温が上昇し、比較的早い時期からの気温上昇が観測されましたが、このような状況で心配になったのが学校です。

子どもの学習環境に影響が出るのではないかと考えます。

福井市の小学校でも、3年生20人の児童が校外学習で熱中症に似た症状になるという事件が発生いたしました。

今後は、授業中でも水分補給を行うなど、子どもたちへの注意を向ける必要があります。

また、授業中以外でも、登下校時の不安もございます。

特に、人口が少ない地域の下校時は、人目の少ない家までの道のりを1人で帰らなければ



いけないこともございます。

もし、この間に熱中症などになれば、発見が遅れるなどの取り返しのつかない事態も想定されます。

かといって、大人の見守りなども、高齢者に暑い中、立っていただくわけにもいきません。教師の働き方が問題になっている中、教師の負担を増加させるようなこともできません。より地域と学校の連携を強化し、子どもたちの安全を確保していく必要があると考えます。そこで、教育現場での暑さ対策についての改善と、特に人口の少ない地域での登下校時の子どもへの熱中症対策を考えるべきだと考えますが、所見をお伺いします。

議長／農林水産部長児玉君。

児玉農林水産部長／私からは1点、海水温の上昇などによる水産業への影響と漁業者への支援についてお答えいたします。

本県沖合の日本海の水温につきましては、最近の100年間で約1.3度上昇しておりまして、これまで瀬戸内海で獲れておりましたサワラが本県で多く漁獲されるようになり、また、ブリにつきましては、これまであまり獲れていなかった北海道で増えると、こういった変化が見られています。

このため、海水温上昇に対応できる養殖魚といたしまして、新たに平成26年度からマハタの養殖技術の研究に取り組んでおります。

今年度から、マハタにつきましては3万尾の養殖種苗の供給を開始しています。

サバの養殖につきましては、水産学術産業拠点、かつみ水産ベースにおきまして県立大学や高田水産（？）と連携いたしまして、高水温に対応した餌の種類や給餌の方法などの研究をこの4月から開始しています。

今後も、海水温上昇に対応できる、成果につながる実践的な技術開発を進めまして、漁業者の支援を行ってまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私から、教育現場での暑さ対策の改善と人口が少ない地域での登下校時の熱中症対策についてお答えいたします。

現在、県内の公立小中学校では、ほぼ全ての普通教室に冷房が整備されております。

また、特別教室も、理科室や音楽室など、よく利用する教室を中心に、6割近くに冷房が整備されております。

また、気象庁が熱中症警戒アラートを発令した場合、県から各市町教育委員会を通じ、各小中学校に対し福井県熱中症警戒アラートを通知し、外での活動の自粛やエアコンの使用など、熱中症対策を徹底しております。

通学路における熱中症対策につきましては、児童生徒に対し、外ではマスクを外すとともに、こまめに水分を補給するよう指導しております。

また、登下校を含む校外学習時には傘をさすなどの取組を行っている学校もありますので、

他の学校にもそういったことを推奨してまいります。

下校時には、2人以上の帰宅や他学年と下校時間を合わせるなど、1人になる時間ができるだけ少なくなるよう配慮するとともに、地域のボランティアが児童生徒の帰宅時間に合わせ見守りを行うなど、地域と連携して対応を行ってまいります。

議長／松崎君。

松崎議員／気温上昇に当たって(?)、悪い面もあれば、マハタを養殖するようになると、いい面もあるというか、これをプラスに考えることもできるのかなというふうに今、答弁を聞いて思いましたので、またそういった形で臨機応変に対応していただければなと思います。

また、子どもも、最近いろんな事件も起きますし、大変この熱中症という怖いところがございますので、我々のときにはまだ教室に冷房なんかございませんでしたけど、今は全部、ほぼ完備しているということで安心できるのかなというふうに思いますので、引き続き対策をよろしく願いいたします。

最後、企業誘致についてお伺いさせていただきます。

本定例会の知事の提案理由におきまして、県では県営の産業団地の整備を進めるべく、市町から候補地を公募をし、これから選定を行っていくとお話ございました。

これから北陸新幹線が開通いたしまして、交流人口の増加が期待される中で、ますますの産業の発展、また、定住者を増やすという意味での雇用の拡大を考えれば、非常によい取組だと考えます。

ただ、その中で私が気になるのは、どういった企業をその産業団地に誘致するのかということでございます。

あまり窓口を狭めるつもりはございませんが、これからも発展が予想されますIT関係の企業や、それらデジタル技術に不可欠な製品の工場、またDXなどを推進し働く環境がよい企業などが来ることが、働き手の需要が高そうに感じます。

これらのことは、そもそも選定する地域などの特性なども関わってくると考えますので、時期尚早かもしれませんが、重要なことかとも思います。

そこで、県営産業団地の今後の整備スケジュールを伺うとともに、現在、企業選定のことなども考えているのであれば、その業種や条件などもあわせて知事にお伺いします。

先日、産業常任委員会にて広島県庁に県外視察に行ってまいりました。

広島では、企業DXの推進について少し踏み込んだ施策に取り組んでいると感じました。

企業DXや企業誘致への支援というのは、ある意味、県の投資であると考えます。

今後、福井の産業発展のため企業の取組をしっかりと見極め、ときには踏み込んだ企業支援の方法を取っていくことも重要かと思えます。

特に、若者の企業やベンチャーを誘致するなど、若い企業への投資がこれからの福井の発展には重要かと考えます。

そこで40代以下の経営者が経営する企業は県内にどれくらいあるのか、県内の状況を伺うとともに、県の企業DXに対する支援の強化や若者の起業、デジタルベンチャー企業の誘

致などを積極的に行っていくべきかと考えますが、所見をお伺いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、県営産業団地の整備スケジュールと企業選定の業種、条件についてお答えを申し上げます。

新しい県営産業団地につきましては、今のところ、今のところというか、4市町から応募があったところでございます。

今後についてですけれども、まず立地条件ですとか、あと県の産業振興施策、こういったような観点から審査を行いまして、事業の実現の可能性の調査も同時に行いながら、今年度中に整備地を確定していきたいというふうに考えております。

その上で、来年度には設計を行ったり、用地の取得をするということをして、令和6年度から用地の造成を行っていく。

結果としては、令和8年の春に中部縦貫自動車道が開通する予定ですので、これに合わせて分譲ができるように、令和8年度の方譲を考えているというところでございます。

今回の産業団地につきましては、福井の産業を次の世代の世界へとつないで、飛躍させるイノベーション拠点にしたいというふうに考えておりまして、これまでの企業誘致ですとか、産業団地に誘致する企業というのは、どちらかという投資額とか、それから雇用者数とか、そういったほうを気にしていたんですけれども、今回はそういった規模というよりは、例えば都会並みの給料が払われるとか、若い方に魅力的であるとか、あと、例えば付加価値が高いとか、県内の企業さんと連携してイノベーションを起こしてくれるとか、さらには御指摘いただきましたけれども、地域の特性とか市や町の産業振興の考え方、こういったことに整合しているというような企業を誘致していこうというふうに考えているところでございまして、そういう意味では質の高い企業に入っただけのような、そういう産業団地にしていきたいと考えているところでございます。

議長／産業労働部長伊万里君。

伊万里産業労働部長／私のほうからは、福井の産業発展に向けた県内企業DXの推進や若い企業への投資についてお答えを申し上げます。

個人事業主や企業の役員を含めた40代以下の経営者層の数は、令和2年の国勢調査によりますと県内に1万5,000人いらっしゃいまして、全体の約25%となっております。

県内産業の持続的発展のためには、若手ベンチャーの創出やその誘致、企業の事業刷新を進めることが重要であるというふうに考えております。

このため、県では若手起業家の創出に向けまして、学生起業を応援するための助成金ですとか、あるいは先輩経営者による伴走支援、こうした取組を行うとともに、県内企業のDXに向けた無料の相談体制の強化ですとか、IoTやクラウドサービス、そういったシステムの導入支援などを行っております。

さらには、DX企業と地域課題をマッチングする未来技術活用プロジェクトや、県外のI

T企業を対象としたオフィス開設の支援なども行っておまして、引き続き、こうした多方面からの取組を強化しまして、若い企業の力というものを本県産業の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

議長／松崎君。

松崎議員／ありがとうございます。

これから新幹線が来る中で重要な仕事の部分、人口を増やす上ではやっぱりその仕事という部分が非常に重要になってくると思いますので、仕事がなければ人は増えないかなということもございますので、ぜひ県産業団地、頑張ってくださいなと思いますし、できれば地元ということも考えておりますけども、ぜひよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、松崎君の質問は終了いたしました。

北川君。

なお、北川君より、資料を使用したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので御了承願います。

北川君。

北川議員／民主・みらいの北川でございます。

通告に従って、今日は1点に絞っての質問ですので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、8月27日と28日、9月3日、県内の4会場で、共生社会推進のためのタウンミーティングが開催されたところに敬意を払います。

また、7月31日には敦賀スペシャルニーズ家族会タウンミーティングに、県からも障がい福祉課、そして、高校教育課特別支援室から2名の方に参加いただいたこと、大変有意義な会になりました。

この場を借りてお礼申し上げます。

それぞれのタウンミーティングには、障がいのある方や医療的ケア児の保護者の皆さんが大勢参加されておられました。

今までなかなか伝えたくてもかなわなかったことを直接訴えることができたという、成就感を感じておられたのも事実です。

また、過去のタウンミーティングで提案された内容が、屋根つきの障害者などの駐車場の整備、また、ヘルプマークといった具体的な施策につながっていることにも敬意を払います。

ただ、今回のタウンミーティングに参加した者として、その中に出てきた何点かについて、議会の場で確認させていただくとともに、改めて現段階での第7次計画に向けての方向性を確認させていただきたいと思っております。

まず、共生社会推進という大きな課題について、正面から向き合っていく上で大切なのは、

公共機関だけではございません。

心のバリアフリーの大切さはもちろんですが、やはり同時に必要となるのは生活の大半を占める、社会生活の中でのバリアフリーであると考えます。

その点では、タウンミーティングの冒頭で明確な指摘がございました。

つまり、民間事業者のバリアフリー構築に対する資金支援であります。

国においては、令和3年5月に、いわゆる障害者差別解消法が改正され、令和6年までに民間事業者による社会的障壁の除去の実施にかかる必要かつ合理的な配慮の提供について、これまでの努力義務が義務へと改正されていく予定です。

北陸新幹線の開業を見据え、多くの障害者が本県を訪れることが見込まれるだけに、障害者が訪れやすい県としていく必要がございます。

そこで、こうした中で民間事業者に対するバリアフリー社会をつくり出すための施策については、国の補助があるものはそれを活用し、国の補助がないところは県が積極的に支援し、バリアフリー社会をつくり出すべきと考えます。

現状と今後の方向性を知事に伺います。

これからは、タウンミーティングの内容も含め、第7次福井県障がい者福祉計画の方向性について伺います。

資料1、2に、タウンミーティング当日の資料を配付させていただきました。

まず、通学支援の充実についてであります。

昨年6月に公布され、9月18日から施行された医療的ケア児支援法ですが、正式な名称が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律とあるように、この法律の大きな柱には家族の支援があります。

つまり、具体的には、資料3に示されているように、家族の離職をなくし、働く家族の生活を保障することであり、家族のレスパイトの場の確保です。

タウンミーティングの中でも、通学支援の問題が大きな課題として示されました。

移動のためにバギーを乗せられる車を自費で購入し、送迎している家庭もありました。

1日の中でその時間は当然、就労を難しくしていきます。

特に、通学時の親の同伴はとっても大きな負担となります。

他府県では、看護師が同乗したタクシーを活用しているところもあり、通学移動時の体制、つまり、通学バスへの看護師の同乗により、保護者の負担を軽減する要望は少なくありません。

夜のケアによって睡眠が取れず、通学時の運転に不安を抱えている保護者の皆さんの声は切実なものがあります。

そこで、特別支援学校などにおける医療的ケア児の登下校の現状について伺います。

また、看護師が同乗することによって、医療的ケア児の保護者負担は格段に軽減されます。

必要に応じて、スクールバスへの看護師同乗といった特別支援学校などへの通学支援を求めますが、今後の方向性を確認させていただきます。

次に、福祉サービスの充実についてです。

障害児と障害者の福祉サービスについて、多くの声を聞くことができました。

特に、強度行動障害の方の生活の場や支援の必要性を強く感じました。

国は、施設入所されている強度行動障害の方の地域移行を推進し、強度行動障害があっても地域で暮らすとの理念の下、グループホームでの受入れを推進しているようです。

しかし、強度行動障害の方はマンツーマンに近い支援が必要となり、居室などの環境にも配慮が必要となると聞きます。

子供の特徴を心配し、安心してお願いできる施設への入所を希望する親も多くて、新たな施設の設置や施設の受入増を求める声も少なくありません。

そこで、強度行動障害者の受入体制について、入所施設の数、受入可能な人数、待機者数などの現状認識を伺うとともに、今後の入所施設やグループホームの設置の方向性と計画を伺います。

次に、県内市町による障害福祉の格差についてです。

同じ福井県に生まれ育つ中で、生まれた地域や住んでいる場所によっていろいろな支援を受けられない、そのために家族の生活に大きな障が出てくるとするならば、県としてそれを改善していくことが重要でございます。

その点では、特に次の3点は大きな課題と感じております。

その一つが、聴覚障害の子供たちと家族への支援です。

聴覚障害のある子供たちは聴力の低下も考えられ、その場合にはすぐに投薬などの治療に入る必要もあることから、週に1度、聴覚検査を受ける必要があります。

そのために週に1度、県立ろう学校へ通うことになります。

昨年度、嶺南東特別支援学校にろう学校、福井医大に続いて県内で3台目となる検査用機器を設置いただいたことには感謝するわけですが、ベテランの専門医でも判定が難しいとされる乳幼児の聴覚検査判定が実際に機能して行くためには、まだ準備すべき事柄も少なくないように感じます。

その点で信頼できる検査体制の構築を早急に整えていくことを求めたいと思いますし、その運用体制を第7次計画には明記していただくことが重要となります。

また、特別支援教育において、特に就学前からの聴覚障害児への指導の重要性と専門的スキルの必要性を考えたときに、聴覚障害の乳幼児のための体制を整える必要を感じます。

その点では、嶺南に場がないことは大きな格差であります。

そこで、幼稚部を含めたろう学校の分室また分校を、嶺南東特別支援学校に設置することを望みますが、所見を伺います。

それが難しいとするならば、幾つかの地域の保育園を指定して、ろう学校幼稚部で受けられる支援に関して頻度の高い巡回指導を求めたいと思いますが、所見を伺います。

2点目は、医療的ケア児者支援センターについてであります。

今年度、育ちのクリニック津田に医療的ケア児者支援センターが開設され、支援体制が前進したことは、医療的ケア児者の保護者に勇気と希望を与えるものであります。

ただ、相談活動での活用は可能であるとしても、センターへの来所面談が必要となった場合を考えると、センターから遠隔地の嶺南の医療的ケア児の対応は非常に困難になると考えます。

そこで、設置された医療的ケア児者支援センターにおける嶺南地域の支援体制について伺います。

また、将来的に医療的ケア児者支援センターを嶺南にも設置することを検討いただきたいと思いますが所見を伺います。

3点目は、重度障害児者の入浴サービスについてです。

実施する市町によって地域格差が大きく、地域によっては入浴サービスが全くないところもあるとのことでした。

入浴サービスの地域格差などの現状と改善の計画を伺います。

次に、教育のつながりの中での課題についてです。

タウンミーティングの中で、医療的ケア児の公立小中学校への就学に向けての親の思いに大きな葛藤があるのを感じます。

医療的ケア児支援法の中でも、また、これまでの議会におけるいろいろな場においても、医療的ケア児が地域の公立小学校へ入学を希望した場合には、確実に看護師を配置して支援するとしています。

その現状と今後の方向性を改めて確認させていただきます。

次に、看護師の確保の問題です。

看護師資格を持った方を確保していくことが求められているものの、その人材が確保できず、取組が前に進まないといった状況を耳にします。

これまでの取組の中で、教員や職員に対する研修を通して、一人でも多くの導入やカニューレといった医療的行為を身に着けた人材を確保していくことで、医療的ケア児の学校生活を安全・安心なものにしていくという方向性を伺っているわけですが、いずれにしても厳しい状況にあることが浮かび上がってきます。

市町では、市町独自に保育所に看護師を配置しています。

敦賀市では現在3名、越前市においては昨年度常勤で3名、派遣で2名の看護師を配置していました。

また、看護師が何らかの都合で勤務できないときには、訪問看護ステーションから派遣する体制も取っておられました。

ただ、そこで発生してくるのは、処遇と財源の問題です。

現に、越前市では、訪看の看護師さんを活用し派遣しているわけですが、市に大きな持ち出しが生じています。

これらの配置を実現するために、市町の財源を確保する必要があり、資料4にあるような国の制度を活用しても、つまり一施設ということはですけれども、複数人の看護師を確保するための財源は大変大きなものとなっています。

ぜひ、看護師確保と急な代替看護師の確保に、市町への財源支援を行っていただきたいと強く感じます。

いずれにしても、今後、医療的ケアの子供たちを受け入れる体制は求められていくのは必至です。

そのときに保育園、小中学校、放課後児童クラブなどで、ある程度、受入可能な場を集中させ、そこに看護師を配置していく体制を取っていくことが責務となっています。

看護師確保が滞ることによって実施できないことを避けるためにも、財政支援も含め、訪看を活用する支援スキームを構築していく必要を強く感じます。

そこで、市町が地域の保育園、小中学校、放課後児童クラブで医療的ケア児の受入れに関して訪問看護ステーションを活用していく場合に、県がその費用を補助する制度を設けるべきだと考えます。

健康福祉部、教育委員会それぞれに所見を伺います。

次に、障害者雇用について伺います。

ある会場では、一般就労をされていた障害者の方から、今年退職したが障害が年々重くなってきたことに対する周囲の理解が少なかったのが原因の一つだった、また、当事者が障害を理由に退職することはおかしい、障害者雇用を行っている企業などに対して障害者への理解を深める研修会を増やすべきだ、障害者の受入態勢を整えることが障害者雇用につながるのではないかとの声がありました。

障害者の社会参加や自立を考えた場合、障害の程度が重くなっても働き続けられる社会にしていくことが大変重要であると考えます。

そこで、障害者雇用率の未達成となっている企業や官公庁などはもちろん、障害者雇用を行う企業に対して、障害者が安心して働き続けることができるよう、労働部局としての働きかけが必要と考えますが、現状を伺います。

次に、当事者や保護者の意見の反映という点で伺います。

障がい者福祉計画の大切な点は、計画が目指す5年間に子供たちや親は年を取っていくという点です。

現在、就学前の子供たちは小学生になり、年齢は上がり、それとともに親も年を取っていきます。

多くの家族が心の隅に抱えている親亡き後に対して、私たちは社会全体としてそれを支え、将来の姿を描いていかなければなりません。

福井会場、私はリモートで参加しましたがけれども、リモートで参加していても、会場全体の空気が変わるのを感じるような発言がありました。

それは、42歳の知的障害の娘さんと一緒に参加されていた69歳のお母さんの言葉でした。その方の、必要なときに必要な制度があっても、それを受けずに自宅でもっている方も少なくないのではないか、どこか遠いところで制度が動いているように感じると語る言葉とともに、年齢と高齢となる御自分のこれからを考えると、このまま娘を置いていっていいのだろうかという切実な思いを語っておられ、背景には、いまだに社会全体が共生社会となっていない現実を感じました。

このほかにも、当事者の声をしっかりと聞いてほしいとの声もたくさんありました。

障害者のことは障害者しか理解できない、そんな社会であってはならないのだと思います。共生社会を推進する上で、このように障害のある当事者や保護者の声をきめ細かく聞き、把握することにより、真の共生社会を実現することができると考えます。

当事者や保護者からの提案を把握し、その声を県の施策に充分反映していく必要性を感じます。

この点について所見を伺います。

次に、第7次計画策定までの今後の流れについて伺います。

第7次の計画策定とタウンミーティング、県の策定委員会や施策推進協議会の流れの中で、



吟味された県民の思いが計画の中に位置づけられるのを期待していますが、不安を感じる点もございます。

それは、タウンミーティング開催期間中の8月29日に、計画策定委員会が開催されていたということです。

今後、第2回策定委員会や施策推進協議会の中で原案が提示されるとなると、今回のタウンミーティングで出された声を十分に検討する時間は大変限られたものとなってきます。その点で、策定委員会や施策推進協議会での議論の中身を常にオープンにしていく必要性を感じます。

今後のスケジュールも含め、所見を伺います。

先日の報道では、日本の障害者福祉の人権に関して、世界的な位置づけは大変低いとの報道もあった中です。

今後しっかりと方向づけでいくことが、第7次に求められていきます。

最後に、タウンミーティングの中で多く指摘されたのは、主催者である障がい福祉課以外の行政関係者の参加を望む声でした。

それは、福祉の実施主体である市町の担当者の参加であり、県の教育委員会や労働部局といった関係部局の参加です。

特に、教育・学校というステージは、今後の共生社会推進のいろいろな取組の中核となっていくものであります。

白崎課長からは、他の部局にもしっかりと伝える、資料なども渡していくとのフォローはありましたけれども、やはり直接障害者や関係団体の声を聞いていくことは、文字や伝達では受け取りきれないものがあるのではないかという思いを強くした次第です。

そこで、共生社会を築くためには、市町と県行政の関係部局が一体となって取り組むことが求められると思いますが、知事の姿勢を伺います。

よろしくをお願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／北川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からまず、バリアフリーに向けた施策に関する国の補助制度の活用や、県の支援の現状と今後の方向性についてお答えを申し上げます。

福井県におきましては、平成8年に福祉のまちづくり条例というのを制定をいたしまして、これまでこれに基づいて、例えば鉄道の駅であるとか、それから民間や公共施設であるとか、さらには国体も近かったので国体の競技会場のトイレなどと、さらには、宿泊施設とか小規模な商業施設も含めて、いろんな支援を行いながらバリアフリーに努めてきております。

また、御指摘いただきましたように、令和2年度にはそこに屋根つきの駐車場というのも加えさせていただきました。

こうしたことによりまして、これまでに2,291か所が条例の対象になっているんですけども、そのうちの687か所におきまして、段差の解消ですとか、バリアフリーに向けての基準

に満たす施設ができてきているわけでごさいます、比率でいうと30%になっているわけでごさいます。

これに条例の基準を70%以上満たす施設も加えますと、43%という水準になってきているというところでごさいます。

一方で、関係団体の皆様からのお話によりますと、例えば、障害者の方が多く利用するような施設ですとか、観光地とか宿泊施設、こういうようなところでもまだまだバリアフリー化が進んでいないところがあるというようなお話も伺っているところでごさいます、なんと言っても、こういった関係の皆様からニーズ等を聞くことが大事だということで、今、調査もさせていただいているところでごさいます。

御指摘のように新幹線がまいりますと、障害者の方もたくさん福井県内にお越しになれるわけでごさいます、そういう意味では障害者の方も安心して暮らして、また、訪れることができるようなバリアフリーのまちづくり、こういったものの重要性はさらに増しているというふうに考えているところでごさいます、御指摘いただきましたように国庫補助、こういったものも活用していきますけれども、そこから漏れるものについても、県としても支援を充実させてまいりたいと考えているところでごさいます。

続きまして、障がい者福祉計画の策定における市や町、関係部局との連携の必要性についてお答えを申し上げます。

障がい者福祉計画につきましては、現在策定を進めているところですが、その内容というのは多岐にわたっておりまして、その施策の実効性を高めていくという、そういうことを行いながら共生社会を実現していくということのためには、市や町、それから県庁内でも他部局にわたって連携をしていくことが重要だというふうに認識をいたしております。

御指摘いただきましたタウンミーティングの参加者の方からも、障害児の教育ですとか、通学の課題、それから障害者の雇用の問題、さらには防災とかバリアフリーのまちづくり、様々な要望を寄せていただいたところでごさいます。

その内容につきましては、そこに出た職員は数は少なかったですけれども、今月中には県庁内の関係部局集まりまして、会議を設けて共有をしていきます。

その上で、計画の策定、実行には、他部局横断で全庁的にやっていくというふうに考えているわけでごさいます。

また、県ではこうした福祉の課題だけではなくて、例えば、障害者の方のスポーツとかアートの振興ですとか、あとは教育とか雇用とか、障害者の方が県内、全国で活躍できるようなそういう支援をしていかなければいけないと考えているわけでありまして、御指摘いただきましたように、まさにそういう障害者の方々のお話を伺う、そういうことをこれからはしっかりと行っていきまして、障がい者福祉計画の中にそれを反映をさせて、障害の有無にかかわらず安心して幸せに暮らせるという共生社会の実現、これを図ってまいりたいと考えているところでごさいます。

そのほかにつきましては、担当より御答弁を申し上げます。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／私からは6点、お答えを申し上げます。

まず、1点目でございます。

強度行動障害者の方の受入体制について、その御質問にお答えを申し上げます。

現状では、県内の障害者の方の入所施設は26施設ございまして、定員は1,653人です。

そのうち、強度行動障害の方につきましては17の施設で401人の方を受け入れております。

9月1日現在で、市町に聞き取りをした入所施設の待機をされている方は8人ということでした。

うち、強度行動障害がある方は5人ということでございます。

強度行動障害は、個々にその障害の特性が異なるために、受入可能かどうかというのは個別に相談をしていくということになります。

国の基本方針においては、入所施設から地域生活への移行という観点から、施設の入所者数を削減することを基本としております。

県においても、市町が把握しているニーズや将来の見通し等の計画を踏まえ、障害のある方が住み慣れた地域の中で生活できるよう、グループホームの設置を促してまいりたいと考えております。

強度行動障害の方につきましても、施設やグループホームでの受入れが進むように、専門性の高い人材の養成、そして、施設改修などに引き続き取り組んでいきたいと思っております。

2点目に、医療的ケア児者への嶺南の支援体制についてお答えを申し上げます。

8月1日に、福井県医療的ケア児者支援センターを福井市江端町の育ちのクリニック津田に委託し、開設いたしましたところでございます。

センターにおいては、ケア児者やその家族などに対しまして、育児と仕事の両立、利用できるサービス、それから進路といった相談への対応を行っているほか、地域における医療や教育、市町の連携体制構築などの支援、そして、専門的な人材育成などを実施していきます。

嶺南地域にお住まいの方についても、電話やメール等により相談への対応を行うほか、敦賀医療センターや嶺南特別支援学校など関係機関と連携し、支援してまいります。

センターの嶺南設置につきましては、今後の相談状況等を踏まえまして検討していきたいと考えております。

3点目に、重度障害児者の入用サービスの現状と改善の計画についてお答えを申し上げます。

重症心身障害者等に対する入浴サービスには、訪問によるものと通所で行うものがございます。

訪問による入浴サービス事業、こちらは市町が実施主体となるものでございますけど、実施している市町は6市3町、合計9でございます。

また、通所での入浴介助サービスを提供できる事業所は6市3町に22の事業所がございます。

こちらにつきましては、御本人の住所地以外の事業所も利用が可能となっております。

県においては、今年度から医療的ケア児が必要な重症心身障害児者への入浴介助に対する補助制度を新設したところでもございます。

今後は、どの地域においても必要な方が入浴サービスを受けられるよう、訪問入浴サービス事業の実施を市町に働きかけてまいります。

また、通所事業所における入浴サービスについては、引き続き国に加算制度の創設を強く要請するとともに、受入事業者が拡大していくよう、県においても支援を継続してまいります。

3点目に、医療的ケア児者の受入れに関し、訪問看護ステーションを活用する場合の費用の補助についてということで、私からは保育園や放課後児童クラブについてお答え申し上げます。

保育所等では、今年度、医療的ケア児は14園に在籍しておりまして、うち2園で訪問看護ステーションから看護師の派遣を受けてケアに当たっておられます。

また、放課後児童クラブでは、今年度は医療的ケア児の受入実績はございません。

保育所や放課後児童クラブの国庫補助制度では、共に訪問看護ステーションから看護師の派遣費用も補助対象となっております。

さらに、保育所等につきましては、今年度からは看護師を複数配置した場合には、これまでの1名分から2名分の経費が補助されること、そして、補助率が2分の1から3分の2に拡充されるなど、市町の負担は軽減されています。

こうしたことから、現時点では市町から財政支援の要望はないというところでございますが、今後も市町や在籍している施設の状況を注視しながら、支援拡充の必要性を見極めていきたいと考えております。

続いて、5点目でございます。

障がい者福祉計画への当事者の方や保護者の方からの声の反映についてお答え申し上げます。

県は、第6次障がい者福祉計画において、障害のある人等の声の反映という項目を設けましてタウンミーティングを開催し、これまでに計1,015の方が参加されました。

その中で、日々の生活の困りごとや将来への不安、要望などにつきまして意見を伺っておりまして、出前講座やヘルプマーク、カーポートパーキング整理等の施策について、当事者の方からのお声を反映して実施してきたところでございます。

そのほかにも、関係団体から意見交換会等におきまして多くの意見を伺っておりまして、こうした当事者の方や保護者の方、団体等からの声を第7次計画に十分に反映した実効性のある計画となりますよう、関係部局、市町と連携し、協働していきたいと思っております。

また、タウンミーティングを第7次計画にも位置づけて、今後も様々な意見を伺うとともに、障害の特性によっては意見を伝えにくい方の意志決定の支援、それから、意思疎通の支援についても充実させ、障害のある人の声を施策に反映していきたいと考えております。最後に、障がい者福祉計画の議論内容の公表と策定スケジュールについてお答えを申し上げます。

県では、障がいの当事者の方や学識経験者等からなる計画策定委員会の審議内容について

は、ホームページ等にその都度公表するとともに、第2回委員会からは、どなたでも事前申込制でオンラインによる傍聴ができるようにしているところでございます。

また、策定委員会とは別に、障害者基本法に基づき設置している障害者施策推進協議会にも、計画について意見を伺う予定でございまして、その審議内容についてもホームページ等でオープンにしていまいります。

今後、10月から11月頃に開催予定の第3回策定委員会や第1回施策推進協議会には、骨子案や計画の内容だけでなく、タウンミーティングでいただいた御意見、お声についても共有し、審議する予定でございます。

こうした障害のある方を含めた県民の意見を反映させ、実効性のある計画を策定してまいりたいと考えております。

議長／産業労働部長伊万里君。

伊万里産業労働部長／私からは、障害者が安心して働き続けるための企業に対する働きかけについてお答えを申し上げます。

本県の民間企業における令和3年の障害者の雇用率は2.53%でありまして、法定雇用率を達成している企業の割合は57.6%でございました。

令和3年3月に法定雇用率が引き上げられたことに伴いまして、県では障害者の雇用や定着を促進する支援員、こちらについて増員を行いまして、働きやすい環境づくりのアドバイスなどを行っております。

また、企業向けのセミナーも開催いたしまして、障害者雇用への理解を呼びかけておりますほか、本年度は新たな取組といたしまして企業見学バスツアーを行いまして、障害者の就労につなげていくこととしております。

今後とも、これらの取組を着実にを行うとともに、障害者雇用の促進が期待される特例子会社制度の周知など、国や関係機関とも連携しまして、障害があっても意欲と特性に応じて安心して働き続けることができる環境の整備を促進してまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私から4点、お答えいたします。

まず、医療的ケア児の登下校の現状とスクールバスへの看護師同乗についてのお尋ねでございます。

現在、医療的ケアが必要な特別支援学校の通学生は39人在籍しておりまして、スクールバス利用者は、乗車中に医療的ケアの必要がない軽度の児童生徒が9人、そのほかの30人が保護者送迎でございます。

また、小中学校の対象児童生徒は4人おりまして、集団登校が1人、保護者送迎が3人でございます。

人工呼吸器の使用やたんの吸引が必要な重度の医療的ケア児は、送迎の際に、担当教員と当日の体調について共有するために、保護者が送迎を希望することが多いと聞いておりま

す。

バスに乗車中は、学校での活動中とは状況が異なり、乗車時間が長くなる傾向にあることから、児童生徒の安全面を考慮すると、重度の医療的ケア児のスクールバス乗車は難しく、現在、看護師は乗車していません。

全国的にもスクールバスの看護師乗車は例がございませんが、他県の状況を見ながら、研究してまいります。

2点目は、ろう学校の分室及び分校の設置についてのお尋ねでございます。

嶺南地区の聴覚障害のある子供たちへの支援としては、令和3年度末に嶺南東特別支援学校内に、きこえとことばのサポート教室を整備し、今年度から運用しております。

サポート教室では、ろう学校教員と嶺南教育事務所の指導主事が連携して、ろう学校と同等の聴覚測定や教育相談を行っております。

支援には、静かな環境と専門の機器が必要なため、特定の保育園等で展開することは困難でございますが、サポート教室と各園への巡回相談を併用することにより、本人の教育的ニーズに応じた支援ができております。

現在、専門性の高い教職員を育成しており、今後、嶺南地区に配置し、聴覚障害教育の充実を図ってまいります。

3点目は、医療的ケア児の公立小中学校への就学についての現状と、看護師の配置を含めた今後の方向性についてのお尋ねでございます。

就学前の医療的ケア児については、各市町及び県の就学指導委員会において把握しております。

修学前、児童生徒の障害の状態等はもとより、本人、保護者の希望を十分に考慮しながら、市町教育委員会において入学する学校を決定しております。

現在、3市町4校に4名の医療的ケア児が在籍しており、在籍している全ての学校において1名ずつ看護師を各市町が配置しております。

4点目は、市町による医療的ケア児の受入れに関する補助制度についてのお尋ねでございます。

看護師配置に関わる費用については、国から3分の1の補助を受けており、国も年々予算額を増やしております。

本県としても、学校看護師等の配置に関わる財政措置の充実については要望しておりまして、今後とも市町の考えを聞きながら、より一層充実した財政措置がなされるよう対応してまいりたいと考えております。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございます。

かなりいろんなところで施策が進んでいるというのを感じますけれども、なかなかそれが実際の形になっていく、保護者に伝わっていくためには、まだまだ啓発が必要なのかなと思っています。

いろいろ再質問したいことがありますけれども、時間がありますので1点だけ、健康福祉部

長にお伺いしたいと思います。

今回、市町が主体ということで取り上げなかったことに、ほかのデイサービスがございませぬ。

それは、現在の放課後デイサービス大変な状況で、毎日受入先が日替わりになるとか、その場を探すのに四苦八苦している、長期休業中ももちろんです。

子供も、今日はどこ行くのというそういう声を発するというに、胸が詰まる思いです。ぜひ、市町主体ではありますけども、市町がニーズを正確に把握する、そういう方向性をきちっと県からもしっかりと指導していただきたいと思っておりますけども、どうぞよろしくお願いしたいと思います。部長のお考えをお願いします。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／今、議員御指摘の放課後デイサービスに関するニーズにつきまして、市町の状況をしっかりと聞きまして、今後どのようにさらにニーズをしっかりとくみ取れるか、検討してまいりたいと思っております。

議長／以上で、北川君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

議場の換気を行います。

再開は5分後といたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中三津彦君。

田中（三津彦）議員／自民党福井県議会の田中三津彦でございます。

朝一の人と比べてフレッシュさには負けますけども、ふるさとに対する思い、パッションは負けていないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、8月4日、5日の大雨災害についてです。

このことは代表質問、それから一般質問で多く多く取り上げられてきましたので、私は地元勝山市のことを詳しく話させていただきたいと思っております。

まず、何より、県は大雨が降り始めた8月4日早朝には災害対策連絡室を設置するなど、杉本知事、中村、櫻本両副知事をはじめ、安全環境部、農林水産部、土木部など多くの県庁関係部署の方々、現地の奥越農林総合事務所、奥越土木事務所の皆さんなど、皆さんが休日返上、不眠不休の体制で対応に当たっていただいたことに、勝山市民の一人として心から感謝を申し上げます。

また、警察、消防などの関係機関の献身的な活動や、県内外の多くの方から温かい支援や激励をいただいたことにも、この場を借りて感謝を申し上げます。

本当に、本当にありがとうございます。

さて、8月4日早朝から降り始めた雨は、恐ろしいほどの強さ、激しさで、7時13分に大雨警報が発令されると、それを追いかけるように8時18分には記録的短時間大雨情報、8時31分に洪水警報、8時35分には土砂災害警戒情報が発令され、9時39分には2度目の記録的短時間大雨情報が発せられるという、経験したことがないスピードで降雨量が激増する豪雨でした。

特に、北谷町、野向町、荒土町一帯での降り方が猛烈で、滝波川、暮見川、野津又川、皿川などの水位が一気に上がり、10時前には各所で溢水、堤防損壊、護岸流出、土石流などが発生。

流域の住宅、店舗、農地などを襲ったほか、山あいの道路では土砂崩れや路肩崩壊が複数箇所が発生して、多くの道路が通行不能となりました。

また、市内の河川には流域の地域ごとに取水路と水門が設けられ、その先の農業・生活用水へとつながり、稲作、除雪などに利用されているわけですが、今回の大雨で上流から流されてきた巨大な岩や壊れた護岸コンクリートなどで多くの取水路が覆い尽くされ、取水不能となりました。

取水路と水門が護岸や道路もろとも流されてしまったというところもあります。

市内2か所の淡水魚養殖施設も壊滅的な打撃を受けました。

この間、勝山市は8時半に災害警戒連絡室、10時半には災害対策本部を設置し、10時には市内全域の7,863世帯2万2,018人に避難指示を出すなど、事前に対応して人的被害の発生を未然に防いでくれました。

天候回復後も、水上市長以下、市の職員の方々も休日返上、不眠不休で被害調査、復旧策の検討実施などに当たってくれ、市の施設はもちろん、床上・床下浸水するなどした個人の住宅などに流れ込んだ泥の撤去、家具の運び出しなどにも多くの職員が汗を流してくれました。

その献身的な姿に、私は、自分は本当にいいところに生まれ育ったもんだ、思いを新たにさせていただいたところです。

私はといいますと、幸運なことに自宅には被害がありませんでしたので、荒土町伊波区の床上浸水した住宅、店舗に流れ込んだ泥の片付け作業に参加させていただきました。

また、岩やコンクリートの塊で埋まった市内各所の用水の取水路、水門の流出跡などを回り、状況を自分の目で確認した上で市や県にお伝えするなどしたほか、杉本知事、稲田衆議院議員の視察に同行させていただき、国や県の迅速かつできる限りの対応をお願いいたしました。

幸い、日がたつにつれ、復旧に向けた作業は着実に進んでおります。

しかし、その数が多いにも多く、広い範囲に及んでいるため、応急作業は進んでいるものの、本格復旧の道りは非常に遠く厳しいものがあります。

そこで、代表質問などでもお聞きしたのですが、改めて、ここまで県の対応と復旧作業の進捗状況、今後の見通しについて所見を伺います。

先ほども述べたように、勝山市も水上市長を先頭に復旧に向けて懸命に動いています。

しかし、今回の被害には勝山市だけでは到底対応できません。



国や県からの十分な支援が不可欠で、ぜひとも早急かつ特段の御支援、御配慮をお願いしたいものです。

水上市長も、8月16日に県庁を訪れ、国庫補助による災害復旧事業への支援、国庫補助の対象にならない単独災害復旧事業への支援、農地に流入した流木除去に係る財政支援、被災水産業施設の早期営業再開への支援、技術職員の派遣による人的支援など8項目について知事に要望をしました。

これに対し、土木部の技術職員を直ちに勝山市に派遣するなど、県も迅速に対応していただきました。

ただ、より重要不可欠なのは国による早急かつ十分な支援です。

これについても、先月26日、杉本知事、大森議長が水上市長、岩倉南越前町長と共に内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省などを訪れ、被災者の救済や一日も早い復旧に向けた特段の支援を求めていただきました。

国も、今回の大雨を激甚災害に指定するなど表明してくれていますが、勝山市も、被害を受けた市民も、これらの動きには感謝しつつ、幅広く手厚い支援が早急に届くことを強く願っています。

そして、それは南越前町をはじめ、被害を受けた全ての県内市町の方々に共通する思いでしょう。

そこで、県は引き続き、十分かつ迅速な財政支援などを国に強く求めていただくとともに、国庫補助の対象にならない事業などには、県による支援をぜひともお願いしたいと思いません。

知事には、勝山市の被害現場の視察時を含め、様々な場面において全力で取り組む旨の発言もいただいておりますが、改めてその決意をお伺いいたします。

この点につきましても、代表質問などで観光、農業、内水面漁業などの支援まで幅広く質問があり、御答弁もいただいております。

また、提出された補正予算案において道路、河川、農地などの復旧に245億円、被災した方の住宅や生活の再建支援に1億円など、災害対応に254億円という大きな予算を計上していただいておりますが、被害を受けた地元の議員としていま一度お聞きするものです。

ところで、県は今年度も総合防災訓練の実施を計画しておられます。

そこで、まだ今回対応中のことではありますが、今年度の訓練に、今回の大雨災害の教訓を少しでも取り込むなど、訓練内容の充実、進化を図れないでしょうか。

現時点で具体化している訓練概要とともに、所見をお伺いします。

また、話は変わりますが、国は今年度、美浜原子力発電所での事故を想定した原子力総合防災訓練を計画していますが、ロシアのウクライナ侵略において、原子力発電所が攻撃されたり、軍事拠点として利用されたりしていることを踏まえれば、今後は有事における原子力施設の防護体制、要領などについても訓練に盛り込むなど、何らかの形で検証することが必要となってくるのではないのでしょうか。

そして、そのことが、県が国に要望している嶺南地域への自衛隊の部隊配備を具体化する一助となるのではないのでしょうか。

そこで、県は国に対し、今回は無理にしても、今後の原子力総合防災訓練に有事の原子力

施設の防護体制などを検証するシナリオを盛り込むなどするよう提言するとともに、県も必要に応じて自衛隊や海上保安庁、警察などと協議、研究など実施していったらいいかでしょう、所見を伺います。

次に、恐竜博物館休館中の誘客についてです。

随分話が変わりますが、3年ぶりの行動宣言なしというこの夏休み期間中、今回の大雨で被災した施設、住宅などの片づけ、復旧作業に多くの方が汗を流している脇を、県外ナンバーの車が次から次へと恐竜博物館に向かい、大変にぎわっていました。

臨時休館していた今年の夏とは大違いです。

これ、批判しているわけではありません。

恐竜の人気を今回改めて強く感じ、多くのお客様が来てくれることが、こんなときだからこそ本当にありがたく思いました。

今年の臨時休館など、コロナ禍の影響で恐竜博物館も大変な時期を過ごしてきましたが、この8月12日には入館者が1,200万人を突破し、翌日記念セレモニーが行われました。

この間の博物館スタッフの皆さんの御苦労は大変なものだったはずで、敬意と感謝の気持ちでいっぱいになります。

また、セレモニーにおける「1,300万人に向けて今後もすばらしい施設にしていきたい」とおっしゃった竹内館長の御挨拶もすばらしく、全スタッフの思いが詰まった言葉だと受け止めました。

ぜひ皆さん一丸となって1,300万人、1,400万人と歩を進めていただきたいと思います。

ただ、機能強化工事の一環で、博物館はこの年末から来年の夏まで長期休館となります。そこでまず、博物館の機能強化工事は順調に進捗し、これまでの説明どおり年末から休館に入り、来年夏にリニューアルオープンするという予定には変わりはないのでしょうか。建設資材の高騰などで多くの工事が遅れているということに危惧して、お伺いをいたします。

また、休暇に入る時期、リニューアルオープンする時期について、例えば年内いっぱい休館するとか、夏休み前の7月中頃にはオープンするとか、少し具体的に示していただけるとありがたいですが、いかがでしょう。

そもそも勝山市民は、半年以上に及ぶ休館予定に、そんなに休んで大丈夫だろうか、お客さん戻ってきてくれるのだろうかという不安を感じていますし、博物館のお客さんが半年以上来なくなると私の店は大丈夫だろうかという、飲食店の方などの切実な声もお聞きします。

休館している間、勝山市内は火が消えたようにひっそりしてしまうんじゃないか、ひょっとしたら今のようなにぎわいは戻ってこないんじゃないか、そんな不安を私を含めた多くの市民が漠然と感じています。

そこで、休館中にも恐竜ファンを呼び込むような策を考えたらどうでしょう。

雪の季節が終わってからでもいいですが、例えば私も拝見してきましたが、この夏休み期間中に、大阪のひらかたパークで開催された恐竜展のように、勝山市の市民会館、教育会館などの施設、JAやスキージャムなどの会議室やホールなどを利用したサテライト展示を複数箇所に展開してツアーでめぐるようにするとともに、春休みやゴールデンウィーク

などには動く恐竜ショーディノアライブをツアーに組み込んではどうでしょう。

脚本家の倉本聰さんが主宰する富良野自然塾をモデルとして、スキージャムが今年開講した勝山自然塾と組み合わせるのも、地球の歴史と自然を満喫しながら環境問題を理解でき、親子連れには喜ばれそうです。

さらには、一乗谷朝倉氏遺跡博物館など、市内、県内の観光地を組み入れてもいいですし、飲食店に協賛してもらってツアー特別ランチを提供するのもいいでしょう。

観光目的の非日常型の客足が戻っていないえちぜん鉄道にも参加してもらい、特別乗車券を組み合わせるといいですし、恐竜電車、恐竜バスをツアーに使えば、博物館休館中も運行可能になります。

アオッサなど、福井駅周辺にもサテライト展示スペースを設けてもいいでしょう。

もちろん、博物館がある長尾山公園の野外施設や、今シーズンは大雨被害で休止となっている野外恐竜博物館の活用もあります。

実現には、博物館、勝山市、関係事業者、市内飲食店など多くの方々の理解と協力が必要で、旅行業者、ツアー企画会社の参画も必要かもしれません。

しかし、恐竜王国福井、恐竜溪谷かつやまの魅力を、休館中も発信できる面白い企画になるように思えます。

県は、今回の補正予算案で、「博物館を飛び出せ」恐竜展開催事業として5,700万円余りを計上し、博物館休館中の県内誘客促進を図るといいます。

しかし、お聞きしたところ、この事業は大阪、名古屋など県外中心で行うもので、一部県内ではやるというものの、県内で楽しんでもらうという発想が今少し足りないように思えます。

いくら県外でPRしても、今は休館中だからリニューアルオープンをお楽しみにでは、福井勝山まで足を運んでいただけません。

休館中でも恐竜王国福井は面白いよ、恐竜溪谷かつやまは楽しいよ、だから今すぐ遊びに来てよ、それでこそ誘客促進を行う意味があると、私は思います。

そこで、この提案を実現するために必要な調整を行って、例えば12月補正予算等で事業化していただきたいと思いますがいかがでしょうか、知事の所見を伺います。

3つ目に、高齢者施設の介護人材不足です。

コロナ禍の中、高齢者施設の方々にはしっかりと感染対策を講じながらサービスの提供をしていただいています。が、人手が足りない、希望するサービスを受けられる施設が減っているなどの御相談をいただくことが増えています。

市内のある施設の園長さんは、ため息をつきながら、入所を希望する方がたくさんいる。私もぜひ入ってもらいたい。

ベッドは空いているし部屋も空いている。

だけど、サービスを担当する人が足りないから受け入れられない。

そんな状況が年を追うにつれ深刻になっている。

だから、外国から来てくれる人は本当に貴重でありがたい。

県にはもっと多くの受入れをお願いしたいし、何年かたっいたらいなくなるんじゃないくて、ずっといられるようにしてほしい。

受け入れる側も住居の準備とか万全に受け入れようとする、1人当たりにかかる費用もそれなりになる。

だから、長く働き続けてくれると本当にありがたいと、苦しい胸のうちを話してくれました。

また、寝たきりの御家族を在宅介護しておられる方からは、訪問入浴のサービスからの撤退が増えて困っている。

今回は何とか別のところをお願いできたけど、勝山市で訪問入浴してもらえるのはそこだけになってしまったという御相談をいただきました。

市、県に確認したところ、訪問入浴サービスは利用者が少ない反面、実施には最低3人の人手が必要な上に、国が決めた報酬が低いため、負担が大きくて採算が取れないという事情で撤退する事業所が多い、新たに手を挙げる事業所もないということでした。

お聞きした時点でサービスを実施している事業所は勝山市で1つ、県全体でも11の事業所のみです。

勝山市でサービスを続けているのが先ほど紹介した園長さんの施設でしたので、改めてお聞きすると、介護報酬が安い上に人手が必要でとにかく苦しい、でも利用者がいるから止めないで頑張っている。

でも、これから人材確保ができなくなると、やりたくてもできなくなるかもしれないと、事業者サイドの切実な思いもお聞きすることができました。

なお、訪問入浴のサービス以外にもヘルパーさんによる自宅入浴、通所しての機械浴というサービスもあるそうですが、相談された方は医療上の理由で利用できないということでした。

これらの話に共通するのは、介護現場の人手不足という問題で、その解消には国や県が主体的に関わっていただくしかないでしょう。

次の介護報酬の改定は2024年度だそうです、訪問入浴のサービスのように、事業所や介護職員の負担と大きくかけ離れている介護報酬を実態に見合うように改善するなど、高齢者施設における介護人材不足の解消を図るよう、国に強く求めていくべきではないでしょうか、所見を伺います。

最近の報道によりますと、日本の介護現場における報酬が低くて処遇が意外とよくない、ベトナムなどの若者が感じるようになって、より高収入が期待できるというニュージーランドなどの人気が高くなっているという。

また、これも最近問題になった外国人技能実習生に対する虐待行為について、その映像が東南アジアの若者の間で拡散されているとも聞きます。

一方で、政府はこの秋にも関係閣僚の下に有識者会議を設置し、技能実習制度の見直しに向けて特定技能制度と合わせて一体的に検討するとも報道されています。

そこで、見直しの検討においては、高齢者施設の運営者や介護士など、現場の声にしっかりと耳を傾け、今後の技能実習制度、特定技能制度など、外国人労働者の在り方を検討するように国に要請すべきではないでしょうか、所見を伺います。

ところで、県は外国人の力を活用して介護の質を確保しようと、タイで現地の高校生に日本語教育や介護講習を行い、技能実習生として県に受け入れる事業を進めてきました。

コロナ禍の影響でスタートが遅れたようですが、この秋には第一陣が来日すると聞きます。そこで、来日予定の第一陣の概要など、事業の現在の状況と今後の見通しについて説明をお願いしたいと思います。

お昼をおいしくいただけるように、ぜひとも前向きな御答弁をお願いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／田中三津彦議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、今回の大雨災害への支援とその決意についてお答えを申し上げます。

被災の後、先月の16日でしたか、水上勝山市長さんお越しいただきまして、農林水産業中心でしたけれども、人的それから財政的支援についての要請をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、26日には、御指摘いただきましたけれども、私は東京にまいりまして、野村農林水産大臣はじめ、各大臣等に要請をさせていただきました。

具体的には、災害復旧の予算のまずは額の確保と、それから財政支援、こういった個別の支援についてお願いをしたところでございます。

人的支援につきましては、先月の13日からですけれども、農林水産部からは1日最大4名、それから土木部からは1日最大2名技術職員を派遣させていただきました。被災場所、これの把握ですとか、あとは災害査定というのを今やっておりますので、こういったことについての資料の準備、こういったことについての作業をさせていただいているところでございます。

財政的支援につきましては、これは国庫補助というのはもちろんあるわけですが、そこから漏れたりとか、足りないところがあるわけですし、こういったところに県の単独事業として事業費をつけさせていただいて、今回9月補正予算案として5.4億円の計上をさせていただいているところでございます。

また、特に地元負担があるような事業がございます。

こういったところにつきましては、今回大きな災害で本当に大きな痛手になっているわけですので、県として、県の負担部分というのをかさ上げをすることで、地元負担のないようにということにも意を配した(?)ところでございます。

今後とも、市や町や、そうした事業者の皆さんともよく御相談をさせていただきながら、一日も早く、そういった生産活動が再開できるようにということで工事に着手をしておりますし、また、春先の作付けですね、こういったことに間に合うように、災害復旧事業を完了させてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、恐竜博物館のリニューアル休館期間中における観光誘客の促進についてお答えを申し上げます。

御指摘もいただきましたが、恐竜博物館というのは、もちろん地元勝山市もそうですけれども、例えば福井市の中心部であるとか、また、あわら温泉とか観光客が宿泊されるようなところ、こういったところをはじめとして、県内様々なところで大きな影響を与えるという施設になっているわけですので、休館期間中におきましても、何とかその客足

を維持できるようにしていかなければいけないということを考えているところでございます。

そういう意味で、御指摘もいただきましたけれども、来年のゴールデンウィークの期間中、これを中心といたしまして、福井市内で大きな企画展を実施させていただいて、そこにお客様を集める。

その上で、市や町や、それから観光事業者の皆さんとも相談をしながら、いろんなイベントとかキャンペーンを各所で実施させていただいて、その効果を全県的に広げていきたいというふうに考えているところでございます。

勝山市内につきましても、間もなく法恩寺山の有料道路、これの無料化ということもさせていただきますし、また、冬のシーズンですね、スキージャンプ勝山、こういったところを中心としまして、昨年もやっておりましたけれども、平日のスキーのリフト券の半額キャンペーン、これを県内だけではなくて県外のお客様にも拡大をするということで何とか観光客を集めていきたいというふうに思っておりますし、何よりも来年の夏に、恐竜博物館再開したときには、もう1.5倍のお客様を集めようということで今やらせていただいておりますので、ぜひともそれに向けて地元の皆さんも、そのときに、次に向かってのいろんな作戦、店舗等の見直し等なんかも進めていただけたらいいなというふうに考えているところでございます。

そのほかにつきましては、担当より御答弁申し上げます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私から、恐竜博物館の機能強化工事の進捗状況と休館及び閉館時期についてお答えを申し上げます。

機能強化工事につきましては、当初の計画どおり、増築部分の基礎工事を既に終えておりました、現在は7月から壁や床といった躯体工事に入っております。

先月8月の大雨による影響等もございませんで、現時点ではおおむね順調に工事が進捗しております。

今後、年末の12月5日から休館をいたしまして、既存施設の改修工事に本格的に着手いたしますとともに、この期間を利用しました常設展示室の大規模な展示入替え等を行いました、生まれ変わった恐竜博物館で来年夏のリニューアルオープンを迎えたいと考えてございます。

御質問のリニューアルオープンの具体的な時期につきましては、今後も、例えば大雪災害等、不測の事態による工事への影響なども考えられますことから、現時点ではいつからと明確にお示しすることはできませんが、地元の方々や来館を御希望される方々などが計画的に準備ができますよう、可能な限り、早い段階でお知らせいたしたいと考えてございます。

議長／安全環境部長野路君。

野路安全環境部長／私からは2点、お答え申し上げます。

まず1点目ですが、今回の大雨災害を踏まえた総合防災訓練の内容の充実について、お答えを申し上げます。

本年度の総合防災訓練は、大雨により地盤が緩む中、地震が発生したとの想定で、10月8日に勝山市において実施することといたしております。

訓練内容につきましては、今回の災害において、垂直避難による多くの自宅避難者が生じたというところがございますので、速やかな物資搬送が必要になったということを踏まえ、避難所から自宅避難者への物資の搬送訓練を行うということにしております。

また、道路の寸断によりまして、農地や河川の被災状況の確認に時間を要したという点を踏まえまして、ドローンによる情報確認訓練を実施する予定としております。

さらに、勝山市や南越前町で、堤防や護岸の応急対策を実施したということがございました。

これを踏まえまして、大型土のうの設置ですとか、排水ポンプ車による排水訓練を行うこととしておりまして、今回の大雨の教訓を踏まえて訓練を充実させてまいりたいと考えております。

続きまして、原子力防災訓練など原子力施設の防護体制に関する御提言についてでございます。

今回の原子力防災訓練につきましては、国は、自然災害に起因する原子力災害を想定しておりまして、令和3年1月に策定いたしました美浜地域の広域避難計画に基づいた避難手順の確認を目的に実施するということとしております。

一方で、県ではこれまでも国に対しまして、有事における原子力施設の防護に万全を期するようにと求めてまいりました。

これに対し、国からは、原子力防災訓練とは別に自衛隊と警察による原子力発電所周辺での共同訓練について検討していくと聞いているところでございます。

なお、防護体制の研究についての御提言ございましたが、原子力施設に対する武力攻撃への防護につきましては、これは国防安全保障に関わる極めて機密性の高い事項でございます。詳しい情報や知見を持ち得ない地方自治体が、国と一緒に協賛、研究をするということは、これはなかなか難しいものかなというふうに考えているところでございます。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／私からは、高齢者施設の介護人材不足につきまして、3点、お答えを申し上げます。

1点目でございますが、訪問入浴介護など介護報酬が低く採算が取れないという中で、介護報酬の改善などにより介護人材不足の解消を図るよう、国に求めていくべきではないかということについてのお答えでございます。

議員御指摘のとおり、県内の訪問入浴介護サービス事業所の数は、全国と同様に減少しております。

これは、サービス提供に要する労力や時間に比べて介護報酬が低いことや、入浴車両の老朽化の更新費用が高いことが主な要因となっております。

令和3年度の介護報酬の改定では、訪問入浴介護サービスの基本報酬単価や、専門的な認知症ケアを行った場合の加算などが見直されました。

ただ、サービスの手間に見合った内容にまでは、まだなっていないという状況だと考えております。

県としては、介護人材の確保に向けて、今年6月に、国に対しまして介護従事者全体の処遇改善の促進について要望しているところでございます。

介護事業の運営に対しまして、介護報酬の十分な確保は欠かせないものと考えております。引き続き、介護事業所の負担に見合う報酬の改定を求めていきたいと考えております。

2点目に、外国人労働者の在り方につきまして、在り方を検討するよう国に要請すべきではないかということについて、お答えを申し上げます。

本県の外国人介護人材については、県が令和3年度に実施した調査によりますと243名の方がおられます。

このうち137名は、技能実習や特定技能などの制度を活用し雇用されている方でございます。

外国人の技能実習制度については、発展途上国の人材育成を目的とする一方で、実際は、労働環境が厳しい業種などで人手を確保する手段になっているとしまして（?）、国も7月末に、技能実習制度や特定技能制度の見直しを表明したところでございます。

県としては、介護人材が不足する中で、今後も外国人の介護人材の力は欠かせないものと考えております。

国の見直しに当たっては、賃金の適正化や実習期間の延長、介護福祉士国家資格の取得に向けた支援など、外国人の方が安心して働くことができると同時に、介護現場の人手不足の解消にもつながる制度設計となるよう、国に対して求めていきたいと考えております。

最後に、タイからの介護人材としての技能実習生の受入れ事業についての現状と今後の見通しについて、お答えを申し上げます。

タイからの外国人介護人材については、県が独自にタイの教育機関などと連携し、現地で日本語や介護の教育を行った初めての技能実習生6名を、来月上旬に受け入れることとしております。

その後、その6名の方につきましては、日本語や生活習慣など約1か月の講習を受けた後に、福井市、坂井市、越前町の4つの施設で実習をする予定となっております。

また、今年度末にも、また追加でタイからの技能実習候補生を数名受け入れる予定としております。

なお、今年4月には、今回の受入れに先立ちまして、タイの送り出し機関によります技能実習生6名の受入れを始めておりまして、このノウハウを生かしながら、今後も継続的に受入れを実施し、さらなる介護分野における外国人材の確保に努めてまいります。

議長／農林水産部長児玉君。

児玉農林水産部長／私からは1点、災害復旧に関するこれまでの県の対応と復旧作業の進



捗状況、今後の見通しについて、農林水産部関係につきましてお答えいたします。

県では、これまでに勝山市に対しまして、先ほど知事から申し上げました技術職員の派遣、これによりまして、被害調査や復旧工事などに関する支援を行っております。

水上市長さんからも、これまで勝山市、大きな災害がしばらくなかったということで、特に若手職員の経験がない中で大きな力になっていると、感謝の言葉をいただいております。

実際の進捗状況につきましてですが、現在勝山市におきましては、特に被害の大きかった用排水路や農道の仮復旧工事といたしまして、土砂の撤去や仮設ポンプの設置を進めており、農業施設や林道などの現地測量を基にしまして、査定設計書の作成にも着手しています。

また、養殖場につきましては、泥や死亡した魚の撤去につきましては8月中に終えておりまして、勝山淡水漁業生産組合は生き残った稚魚の飼育を継続しております。

あまごの宿の営業も再開しておりまして、私も現場の経営者の方から、来年夏の恐竜博物館のリニューアルですとか新幹線開業に、大いに期待していると、そのために頑張るんだと、そういった力強いお声をいただいております。

農地農業用施設及び治山林業施設につきましては、9月下旬から災害査定を始められるよう国と協議しております。

早期に復興工事に着手できるよう、引き続き市を支援してまいります。

養殖場につきましては、県と市で取水施設の復旧工事や魚の購入費用、こちらの支援を行いまして早期復旧を後押ししてまいります。

議長／土木部長高橋君。

高橋土木部長／私のほうから、土木部関係の災害の復旧状況、それから今後の見通しについてお答えを申し上げます。

今回、勝山市におきましては、県管理道路では30か所の道路損壊や泥（？）、土砂流出、県管理河川砂防施設におきましては、125か所の護岸損壊等の被災が発生しております。また、暮見川、皿川が氾濫しまして、住宅等の浸水被害が発生している状況でございます。

県におきましては、これらの被災箇所のうち、水位上昇によりまして住宅等への浸水被害が懸念する河川につきましては、被災後、速やかに大型土のうなどによる堤防補強などを行いまして、応急復旧を8月10日までに完了しているところでございます。

また、道路につきましては、被災後、土砂撤去や大型土のうの設置などを進めてきておりまして、9月12日に通行止めを解除しました国道416号を含めまして、随時通行を確保してきている状況でございます。

今後につきましては、来月中旬から国の災害査定が開始される予定でございますので、それを踏まえまして、本格復旧を速やかに実施してまいりたいと考えております。

議長／田中三津彦君。

田中（三津彦）議員／いろいろ前向きな御答弁ありがとうございました。

災害の復旧の状態についても、非常によく分かりました。

人的なところは本当に、私も市長から、県のほうから速やかに対応いただいて、本当に助かっているということもお聞きしていますし、これから始まる国の災害査定あるいは\*\*  
\*復旧に向けて、また一段の御協力、御支援をいただければと思います。

特に、勝山市、昨日は補正予算24億円という復旧予算を発表しましたがけれども、これはあくまで現段階で算定できたものということで、今後さらに増えるだろうというふうに見積もられております。

もう現時点で、勝山市史上最大の今年度予算というふうに膨れ上がっておりますので、これまでも頂いておりますような国、県の補助金による支援など、引き続きしっかりお願いできればありがたいと思います。

また、高齢者施設の人材確保については、御答弁いただいたことを非常に力強く、ありがたいと思いますが、現場の施設の方々の声をやはりしっかりとまた引き続き聞いていただいて、国に届けていただければと思います。

原子力施設の関係は、国と一緒に協議するという事はないかと思うんですが、県独自にも自衛隊や海上保安庁にいろいろ知見を聞くなりして、自分たちのほうでもいろいろ知識を深めて、必要なことがあれば国に提言をしていくというような面で少しやってはどうかという意味でおりますので、また御検討いただければありがたいと思っております。

恐竜博物館休館中の工事、今の工事も進捗、非常に順調だということで安心をいたしました。

ぜひ、知事からも今、るる御説明ありましたが、休館中に勝山市を訪れる人、これに関しても勝山市もいろいろ考えているようですので、また、県のほうも市の声を聞いて、必要なことがあれば協力してもらえるとありがたいと思います。

いいランチが食べれそうです。

ありがとうございました。

議長／以上で、田中三津彦君の質問は終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

小寺君。

小寺議員／自民党福井県議会の小寺です。

通告に基づき、質問と提言をさせていただきます。

先月の大雨では、各地で洪水や土砂崩れが発生し、300棟を超える住家が全半壊や床上、床下浸水するなど多くの被害が発生しました。

被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

はじめに、林業政策について伺います。

昨年は、静岡県熱海市で大規模な土石流の原因となった豪雨、一昨年は熊本豪雨が起きるなど、局地的豪雨はここ数年増加傾向にあり、毎年のように大規模な災害が発生しております。

全国育樹祭の開催も2年後に予定されており、こうした豪雨等の災害に耐えられる森林づくりを十分に進めておく必要があると思います。

これからの森林づくりにはゲリラ豪雨による災害防止対策が求められますが、市町村との連携を図り、災害防止対策として治山ダム等を強化していくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

令和6年度の秋には、第47回全国育樹祭が皇族殿下などをお迎えし、福井市の一乗谷朝倉氏遺跡においてお手入れ行事（枝打ち）が行われ、式典行事をサンドーム福井で行う計画とされております。

先日、杉本知事を会長に市町や林業団体などで構成される実行委員会が発足され、年内には大会テーマやシンボルマーク、ポスター原画を公表する予定とのことでした。

開催に向け、さらなる機運を高め、大会開催に向け、万全の準備をいただきたいと思っております。

全国育樹祭の開催に向けた準備状況と今後のスケジュールについて、所見をお伺いします。令和2年12月議会一般質問において、宿根そばの街道によるおもてなしで観光地を盛り上げてはどうかと提案させていただきました。

宿根そばの草丈は1から2メートルではほかの雑種は生えにくくなり、二、三か月は白い花が咲き誇ります。

葉には栄養価があり、街道沿いは雑草が減り、街道の両脇には白いそばの花が咲き誇る街道が観光地を盛り上げてくれるのではと考えたからであります。

宿根そばの生育特性、繁殖性、さらに既存在来そばへの影響など農業試験場において植栽の可能性の研究をしていただけるとの答弁でございましたが、その後、宿根そばの検証はどの程度進んだのか、御所見を伺います。

さて、近隣地域から発生する間伐材や木材等を木質ペレットにすることにより、木質バイオマス燃料、建材燃料や製紙原料など、多目的に利用することができます。

山林に放置された木材は腐食すると地球温暖化の原因となる二酸化炭素やメタンガスを発生させます。

これまで利用価値がないとされた未利用間伐材でも大切な資源となるのです。

バイオマスエネルギーは安定した二酸化炭素の循環を繰り返しており、カーボンニュートラルやSDGsの観点からも重要であると考えられます。

山に残してきた木くずをごみ扱いにせず有効活用していただくために、坂井森林組合においては、廃材や枝くずを木質ペレットにして燃料化を進めております。

県産材の利用拡大のため木材乾燥機等を導入する場合に県の支援を今よりも手厚くしてはどうかと思いますが、所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／小寺議員の一般質問にお答えを申し上げます。

災害防止対策としての治山ダム等の強化についてお答えを申し上げます。

今回の大雨によりまして、山崩れですとか、また、溪流からの土砂の流出ということで、北陸自動車道であるとか、また、勝山市の養殖場、こういったところにも大きな被害が生じたところでございます。

これらを治山ダムが一部、それを受け止めて、後から見てみますと下流域の被害の軽減につながっているということも分かったところでございまして、これからもこうした対策が重要だというふうに認識をいたしたところでございます。

県におきましては、こうした山地における崩壊のリスクがある場所、約2900か所ございませけれども、ここを山地災害危険地区というふうに定めまして、危険度の高いところから対策を講じてきているところでございまして、これまでに約1500か所でそうした対策を終えておりまして、今年度においても32か所で実施中というところでございます。

今後とも、今回の大雨で被災した地域の災害復旧、これを急ぎますとともに、また、ちょうど林業のためにやっております航空レーザー計測、これのデータが実は危ない箇所を見つける上でも大変効果がある、そういうようなことが分かってきておりますので、そうしたデータも活用しながら、これからより効果的な治山対策を講じていきたいと考えているところでございます。

議長／農林水産部長児玉君。

児玉農林水産部長／私からは3点、お答えいたします。

1点目、全国育樹祭の準備状況と今後のスケジュールについてでございます。

全国育樹祭は、森を継続して守り育てることの大切さを普及啓発するため、昭和52年から国土緑化推進機構と開催県の共催によりまして、毎年秋に開催されております。

令和6年秋の開催に向けまして、昨年11月に開催準備協議会を設置し、基本方針を策定したほか、この5月には国土緑化推進機構と協議し、お手入れ行事会場や式典行事会場を決定いたしました。

また、先月31日には知事を会長といたしました実行委員会を設立したところです。

今後は、この実行委員会におきまして、令和5年度の基本計画や実施計画の策定を目指し、協議を進めてまいります。

また、大会テーマやシンボルマーク等を活用するなど、県民の森づくりや県産材活用の機運を高めるとともに、災害対策でも資することになります森林を守り育てることが大切だと、福井の魅力を全国に発信する大会となるよう準備を進めてまいります。

2点目、宿根そばの検証についてであります。

宿根そばにつきましては、農業試験場において栽培試験を行ったところ、メリットといたしましては、宿根の性質ですから、毎年種を植えなくてもいいこと、また花もきれいであることというメリットがございました。

一方で、実が落ちやすく、繁殖力が旺盛で雑草化しやすいというデメリットも確認されました。

また、花粉を虫が運ぶというそばの性質のため、ほかのそばの品質と交雑しやすい、こういうことから丸岡在来などの県産そばの食味や風味等の特性に悪影響を与える恐れというのがあると、このために栽培場所が限定されるということがあります。

こうしたことから、おいしいそば産地としての品質を維持していくために、観光を目的とした宿根そばの植栽ということについては課題が多いと考えております。

3点目、木材乾燥機の導入への支援についてでございます。

県では、木材乾燥機や木質バイオマスボイラーなどの導入に対しまして、国の補助事業に県独自の上乗せ補助を行いまして、他県に比べて手厚い支援制度となっております。

国費2分の1に対しまして、県費10分の1の上乗せとなっております。

近年では、令和3年のあわら市内の温泉施設の木質バイオマスボイラー、こちらの整備ですとか、令和元年の議員御指摘のありました燃料とするための木質チップを製造する機械の導入、こちらを支援いたしまして、未利用間伐材の有効利用を図っております。

今後も、木材乾燥機械など施設整備に必要な予算を確保いたしまして、県産材の需要拡大を進めてまいります。

議長／小寺君。

小寺議員／次に、福井港の振興について伺います。

福井港は、テクノポート福井を支える産業基盤及び嶺北地域等を背後圏とする流通拠点として重要な役割を担い、地域の産業に貢献してきました。

これまで整備された施設等の利用状況について見ると、水深10メートル岸壁等の港湾施設で年間150万トン前後の貨物が取り扱われ、テクノポート福井の用地も売却率は約92%で、現在では操業企業68社の立地状況となっております。

福井港は、国家石油備蓄基地や石油配分等のエネルギー基地として、また、テクノポート福井の拠点港として、さらには嶺北地域を中心とした流通基地として重要な役割を担っております。

しかしながら、現状では福井港の地理的な利点を十分生かしきれていない状況にあります。県では、船舶の安全かつ円滑な運航のため、中央航路対策や九頭竜川からの土砂流入抑制対策として防砂堤を延伸させる事業に着手しておりますが、この計画は遅延するなど事業者が満足のいく入港ができていない状況にあります。

福井港の機能強化を図り、さらなる利用拡大につながるよう中央航路の拡幅や防砂堤への延伸事業など早期実現が必要と考えますが、今後のスケジュール及び対応策について伺います。

また、福井港の利用拡大に向けて、テクノポート立地企業や周辺企業に対し、港のハード面、ソフト面に関する改善要望や利用意向等のアンケート調査を行ってはどうかと思いますが、所見をお伺いします。

また、福井港においては、これまで北陸電力による風力発電のほか、今年春より北陸電力グループとセブンアンドアイホールディングスによる北陸最大級のオフサイトPPA発電事業が展開されるなど、カーボンニュートラルの実現に向け、今後、より一層利用価値が

高いエリアであることは間違いありません。

既に、太陽光、風力発電施設が運用されており、日射量・風量とも日本海有数の再エネ適地であると評価されております。

脱炭素に配慮した港湾機能や新たな産業の創出など、さらなる価値を高めていく必要があり、産業界からの期待も非常に高いものがあります。

福井県や坂井市、福井市、産業界が一体となって福井港の利用拡大、未来のエネルギーの先進地を築いていくべきであります。

昨年度、我が会派の長田議員から質問させていただきました際には、他県の状況や需要の方策、関連企業の動向を見ながら幅広い研究などを行うと答弁されましたが、その後どのような進捗状況となっているのでしょうか。

洋上風力発電や水素供給拠点として、福井港周辺を全国に誇るカーボンニュートラル産業の拠点エリアとしてはどうかと考えますが、改めて所見を伺います。

議長／産業労働部長伊万里君。

伊万里産業労働部長／私からは、福井港周辺におけるカーボンニュートラル産業の拠点エリア化についてお答えを申し上げます。

カーボンニュートラルにつきましては、国の骨太の方針の中でも官民投資を促進する重点分野に位置づけられておりまして、県としましても成長が見込まれる有望分野と認識しております。

一方で、御指摘の福井港周辺ですけれども、今のところ水素活用の十分な需要はまだ見込んでいないという状況にあります。

また、洋上風力などは産業としては裾野が大変広いものの、製造から組み立て、加工に至るまで、そのほとんど海外に行っている現状にありまして、国内の知見やノウハウは弱い状況にあります。

そうした中、県のほうでは成長性という観点から美術開発の補助制度にエネルギー分野を今年度から新たに追加いたしました。

現在、地元企業が参画するエネルギー関連の様々な共同研究5件が開始されているところでございます。

引き続き、国の競争的資金の活用ですとか、坂井市に新たな拠点ができる産総研との連携を強めながら、県内での新たな産業の創出に努めてまいりたいと考えております。

議長／土木部長高橋君。

高橋土木部長／私のほうから、2点お答えを申し上げます。

まず1点目、中央航路の拡幅や防砂堤の延伸事業の今後のスケジュール及びその対応策についてお答えを申し上げます。

まず、福井港の中央航路につきましては、九頭竜川からの流出土砂の堆積が課題となっております。計画航路幅、約300メートルを確保するため、毎年しゅんせつを実施している

ところでございまして、現在、航路幅約200メートルを確保している状況でございます。  
また、抜本的な対策といたしまして、完成時には中央航路への土砂流入が大体約7割程度、  
焼却が期待されます防砂堤につきましても、平成28年度に着工しまして、全体が600メー  
ターのうち160メートルが完成している状況でございます。

今後のスケジュールといたしましては、毎年流入する土砂の堆積量が変わるものですから、  
この状況によって今後の施工量が異なりますので、現時点で完成時期を明確に示すことは  
できませんけれども、今後はしゅんせつ、それから防砂堤、いずれも近接して工事をして  
いますので、そういった双方の工事の工程を調整するなどして、事業の推進を図ってまい  
りたいと思っております。

次に、福井港の利用拡大に向けたアンケートの実施についてお答えを申し上げます。  
県のほうにおきましては、テクノポート立地企業や周辺企業に対しまして、毎年福井港に  
関する改善の要望や利用意向についてアンケート調査や企業訪問によって把握をしている  
ところでございます。

これらの企業からは、これまで例えば200業務を休日に対応してほしいですとか、それから  
資材の保管場所が確保したい、道路の舗装等を行ってほしいなど要望をいただいております。  
これらの要望につきましては、可能な限り対応してきているところでございます。  
引き続き、企業の方からも意見を丁寧にお聞きしながら、福井港の利用拡大に向けて適切  
に対応してまいりたいと思っております。

議長／小寺君。

小寺議員／次に、そばの振興について伺います。

先日、そば作付け面積全国一を誇る幌加内町最大のイベント、第27回幌加内町新そば祭りが  
3年ぶりに開催されました。

会場には、道内外の8店舗のそばを楽しめるコーナーが設けられ、約90の露店やキッチン  
カーが並び、大勢の人でにぎわいを見せました。

私も9月3日に幌加内町新そば祭りを視察して、その活気のある雰囲気には驚かされました。  
全国最大のそば面積を誇り、地区内ではそばを通じて地域が潤う全国で一番早いそば祭りを  
町ぐるみで取り組んでいます。

中でも、そば粉製粉に徹底しており、風味が落ちないように通年の温度管理に注意している  
こと、高温管理はしないこと、風味が落ちるそばは売らないなど徹底しております。

福井のそばは収量が少なく、貴重品のため、光の遮断や低温管理などに努めておりますが、  
大量生産の北海道でも低温管理で風味を保つため努力していること、また、味や風味にこ  
だわるなど、幌加内町では全町民約1300人が一丸となり努力をしていることなどを伺いま  
した。

8月下旬に開催された第12回全国高校生そば打ち選手権大会において、北海道幌加内高校  
が大会4連覇を達成しました。

本県においても、日々の練習の成果を遺憾なく発揮した啓新高校が団体として県勢で過去  
最高の3位入賞を果たしました。

本当に喜ばしいニュースであります。

優勝した幌加内高校では、必修科目の一つにそばがあり、基礎知識を学ぶ講座やそば畑で種まきをする農場実習、そば打ちを行う実技講習などを行っております。

さらに、そば打ち道場も完備し、部活動においても全国大会の審査基準である水回し、ねり、のし、切りの工程の精度を高めるために日々の練習に励んでおります。

校長先生をはじめ、学校全体で生徒たちの成果を全力で見守っています。

また、今回の新そば祭りには、児玉農林水産部長自らも御参加いただき、幌加内町との親睦も深まりました。

細川町長は、福井県の中山重成氏とも親交が深く福井県とも長い付き合いを望んでおり、次につながる方々と交流を期待していました。

そこで、福井農林水産まるごとフェスタなどにおいて、全国大会優勝校を招いて見本実技を披露していただくなど、本県の高校生にそば打ちを学べる機会をつくってはどうか。

また、細川町長や幌加内産そば粉の品質管理のキーパーソンである坂本勝之氏と杉本知事がそばの振興について対談を行ってはどうかと提案しますが、知事の所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／全国高校生そば打ち大会優勝校と県内高校生の交流及び北海道幌加内町長と私との対談についての御質問にお答えを申し上げます。

全国高校生そば打ち選手権大会といいますのは、福井県内からも平成27年から県内の高校も参加させていただいておまして、今回は初めてそこに3位ということで入賞を果たしたところでございます。

大変すばらしい成果かなと思っておりますし、また、啓新高校をはじめ、さらには福井県麺類業生活衛生同業組合ですとか、また、福井そば打ち愛好会、こういった方々の努力がここに実ったのかなというふうにも思っているところでございます。

この大会はこういう高校生たちの交流の場でもあるわけございまして、福井県におきましても、平成28年からここで毎年優勝した学校を県内に招きまして、福井新そば祭りのところで、そば打ちなんかもあわせて高校生なんかの交流会も行わせていただいているというところでございまして、何と言ってもやはり高校生の段階からそば打ちを楽しむ、こういうような熱がどんどん上がってくことで、裾野が広がる、福井のそばがさらによくなるというような循環に持っていければと考えているところでございます。

令和6年には全国のそばの産地のそば店が集まるイベントを県内で今計画をいたしているところでございます。

幌加内町ですとか、また坂本先生がいらっしゃるんだと思います。

そういう方々にもおいでいただいたりしながら、この県内で、いろんな全国の産地と交流もさせていただいて、在来種そば日本一だと思っておりますが、そばと言えば福井というこのブランドを全国に発信するとともに、そういう認知度がさらに上がるように県としても努力していきたいと考えております。



議長／小寺君。

小寺議員／ありがとうございます。

やはりそばらしさというのは伝えていかないと広がりませんし、来ていただいて見せてもらわないと本来の力を差が見えないものでございますので、ぜひこういう機会を通じていろんな方の力をいただいて、福井県がますます力のあるそばに対してはさすが福井と言えるような形をとっていただきたいと思います。

今まで、中山重成さんが非常にそばについては、福井県、農林部の中にそば課をつくってくれというくらい熱心な方でございましたので、その熱意がこれからもますます伝えていきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。

最後に、物価高騰対策について伺います。

今回の9月補正予算では、8月の大雨に伴う河川、道路の復旧や被災者支援、物価高騰の影響を受ける中小企業者の賃上げや農林水産者の負担軽減などの支援策を盛り込んだ431億円の補正予算が示されました。

9月補正予算としては過去最大規模、国庫などの特定財源を活用した上で、さらに必要な財源について繰越金を34億円、普通交付税を13億円で充当し、財源調節基金の取崩しは行わないとのことでした。

最近の経済情勢としては、景気は緩やかに持ち直しているとされておりますが、物価高騰の長期化に加え、コロナ禍も続き、さきの経済状況が不透明であることから、コスト上昇分の価格展開に向けた対策やさらなる消費喚起策が必要であると考えますが、中小企業等における原油、原材料価額高騰や円安の影響による現状認識とその対策について所見を伺います。

また、北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、伝統工芸品は本県の観光誘客魅力発信を図るための重要なコンテンツだと考えますが、伝統工芸産地の物価高騰やコロナ化の影響及び支援の成果と北陸新幹線県内開業に向け、どのように伝統工芸の振興を図っていくのか所見を伺います。

6月議会の一般質問において、原油高騰が長期化する場合の高齢者施設への支援策について要望しました。

理事者からは現時点では経営全体として大きな影響が出るまでには至っていない。

県としては、施設長会議などに通じて現場の状況把握に努め、今後の原油価格の動向が施設運営に影響が出るようであれば、必要な支援策を検討していくとの答弁がありました。今回の補正予算案の中に、省エネ施設の改修及び更新に必要な経費を支援し、コスト削減を図る社会福祉施設における省エネ設備等事業がありますが、施設運営への影響に対する現状認識など事業化に至った経緯と、その事業効果について所見を伺います。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／私からは、社会福祉施設における省エネ支援を事業化するに至った経

緯と事業効果についてお答えを申し上げます。

原油価格高騰による影響につきましては、6月以降も原油価格の高止まりが続いており、先月17日に物価の高騰が福祉の現場に及ぼす影響を把握するため、知事と社会福祉施設団体等との意見交換会等を実施いたしました。

その中で団体の皆様からは、物価高が長期化しており、経営努力だけでは光熱水費などのコスト高への対応は困難であるとの意見をいただきました。

そこで、今回の補正予算で社会福祉施設における光熱水費等のコストの将来にわたる縮減につなげるため、LED照明など、省エネにつながる設備の更新や改修について支援することといたしました。

事業効果につきましては、入所定員が60名規模のモデルケースで想定しまして、白熱球照明をLED照明に更新した場合、年間約30万円の電気代の負担軽減が図られます。

県がそこに補助をすることによりまして、本来でしたらば、初期投資の改修に約6年かかるところを、県の補助によりまして約1年半で改修ができるというふうに効果を想定しております。

議長／産業労働部長伊万里君。

伊万里産業労働部長／私のほうから2点、お答えを申し上げます。

まず1点目、中小企業等における原油、原材料価格高騰や円安の影響による現状認識とその対策について申し上げます。

県内のレギュラーガソリン価格は前年同月比8月末で比べますとプラス6.2%、また円安は半年で約30円進行している状況でございます。

商工団体等からの聞き取りによりまして、価格高騰や円安の影響による仕入れコストの上昇といったものを価格に十分に転嫁できず、収益を圧迫しているとの声が企業から多いということでありまして、厳しい経営状況が続いているというふうに認識しております。

こうした円安などの世界的な経済変動は、国として対応すべきものであり、補正予算編成などを通じた地域経済のさらなる支援について、知事会を通じて国にも要望してまいります。

一方で、県としましても、さきの議会でお認めいただきました利益率の減少に着目した制度融資の創設ですとか、条件変更に伴って発生する追加保証料、こちらへの支援を行うなど、資金繰りという面で事業継続を下支えしております。

また、適正な価格転嫁を進めるため、経済界からも協力要請がありましたパートナーシップ構築宣言企業の拡大に向けまして、本県独自の取組としましては、県の補助金に加点措置を講じる、こうしたこともやらせていただいておりますし、また、価格転嫁によって消費活動が抑制されることがないように、ふく割による消費喚起を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、伝統工芸産地における物価高騰、コロナ禍の影響及び支援の成果と新幹線開業に向けた振興策についてお答えを申し上げます。

伝統工芸産地における物価高騰対策としましては、さきの6月議会でお認めいただきまし

た補助制度、こちらを活用しまして、現在、和紙や漆器に必要な輸入原材料の確保というものを順調に進めております。

引き続き、生産活動に支障が生じないように、支援をしております。

次に、コロナ禍の事業低迷の対策としましては、工芸割の発行ですとか、倍返しキャンペーンを展開しております、昨年度からこれまでに1億円を超える消費喚起を行っております。

また、今議会では県内外で新たな需要を創出できるよう、観光施設や商業施設の工芸品導入に対する補助制度、こちらの拡充というものを提案させていただいております。

そして、新幹線開業に向けた振興策につきましては、産業観光を推進していくという観点から、産地内の工房ですとか、拠点施設の整備を支援しております、こうした取組に加えまして、デザイナーとのコラボによる新製品開発やリニューなどのイベント開催など、多面的な支援を通じまして、本県の伝統工芸を強く全国に発信していく、そのような形で伝統工芸の振興を図ってまいりたいと考えております。

議長／小寺君。

小寺議員／ありがとうございました。

この機会というものがございまして、ぜひこの機会を逃がさずに、いいときにいいように作戦を考えていただければありがたいというふうに思います。

今しかない、明日はないつもりでお願いをしたいと思いますので、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長／以上で、小寺君の質問は終了いたしました。

兼井君。

兼井議員／福井県議会、兼井大でございます。

質問通告に従い、7項目、11点について一般質問をさせていただきます。

1項目目、災害対応と防災減災についてお伺いいたします。

8月の大雨災害により被災された方々が一日も早く安全で安心な日常生活を取り戻すために、早期復旧に向け、県民一丸になって取り組むとともに、今後の防災と命を守るための取組の重要性を強く感じております。

先般、厚生常任委員会視察で、平成7年1月17日未明に起きた阪神淡路大震災の原因となった野島断層保存 北淡震災記念公園を見学させていただきました。

当時の断層をそのまま保存し、詳しく観察ができる断層保存ゾーン施設など、震災の語り部から御説明をいただきました。

そこでお伺いします。

現在、県のホームページに災害アーカイブとしてPDFのリンクが貼られておりますが、今回の大雨災害について、県民の記憶から薄れ、忘れてしまい、同じ悲しみを繰り返さないための防災・減災の取組として、この災害アーカイブをより効果的に活用するべきと考

えますが、所見を伺います。

次に、2項目目、子どもたちの明るい未来についてお伺いいたします。

先日、高校生県議会で担当させていただきました大野高校の生徒さんと2回の打合せ、また、高校生県議会当日に感じたことを踏まえ、質問させていただきます。

高校2年生の生徒さんたちが、中学3年生のことを考えて、県立高校の魅力化をテーマに、現在の課題とその対策について貴重な提案を聞かせていただきました。

大人のアドバイスが入る前の提案ということもあり、固定概念、世代間ギャップを感じることもございましたが、真っ白な気持ちで聞かせていただきました。

快適な校舎や設備、制服のかわいさなど私立高校無償化の影響による私立高校との対比的意見が多くありました。

そこで伺います。

当然、普通科高校の場合は大学進学という大きな目的があり、教育の在り方が最も大切なのは当然ですが、当事者の声、生徒の声を聞いて改善できることもあると感じましたが、県立高校の魅力化について所見を伺います。

また、高校生県議会当日には、生徒の皆さんからの提案に対し教育長の方々より、高校生が自ら行動し、改革・改善を進めることが大切で、その体制はできているので、ぜひ行動を起こしてほしいと答弁がありました。

とてもありがたい答弁で、生徒の方々も学校に戻られて、自信と勇気を持って行動に移されていると思います。

また先日、こどもの明るい未来推進議員連盟のF A A、ふくいアカデミックアライアンスの取組と現状についての勉強会へ参加させていただきました。

福井大学、県立大学、福井工業大学、仁愛大学の副学長の方々から現場の声を聞かせていただく大変貴重な機会となりました。

入学者の確保、学生の地元定着の促進、産業界、市町と協働した課題解決型学習など大学連携による学生教育に取り組まれている現状に加え、産業界の連携体制を整えた未来協働プラットフォームについても御説明をいただき、とても頼もしく感じております。

ちょうど9月1日、2日、3日に開催させていただきました私が住民の方の声を直接聞く取組であるみんなで議会で、令和4年3月高校卒業者のうち、大学や短大に進学する4012名のうち66%が県外進学し、その上位は京都府へ569人、石川県へ313人、東京都と大阪府へ304人、愛知県へ293人と情報を提供したところでしたので、今後この数値が大きく改善するため、直接大学生の声を聞く重要性を強く感じております。

そこで伺います。

議連の勉強会でも話題になりましたが、大学協働パンフレット、福井の大学生活を配布し福井県のキャンパスライフのメリットを情報発信されておりますが、京都での大学生活と福井での大学生活を高校生はどのようにイメージされているのかを踏まえ、福井県の魅力、真の実力を、高校生へ高校生目線で伝えることが重要と考えますが、所見を伺います。

次に3項目目、少子化対策について伺います。

合計特殊出生率が全国7位と高い水準を維持している福井県を、ふく育県として首都圏を中心にテレビCMやYouTube広告を活用してブランドアップに取り組む予算が上程さ

れております。

県では、令和2年9月から保育料の無償化を第2子へ拡充するとともに、これまで支援のなかった在宅育児世帯への手当の創設を盛り込んだ子どもふくいプロジェクトを新たにスタートさせ、様々な子育て世帯へよりきめ細やかな支援を市町とともに進められております。

さらに令和3年4月からは、多胎児で第1子の子どもが利用する病児保育等利用料を無償化し、対象者の拡大をされています。

先日お話を聞かせていただいた保育士の方も、最近第3、4子が増えているように感じていると言われておりました。

また、コロナ禍で子育ても大変な状況が続いていますが、この福井のとてもすばらしい子育て環境を、もっと自信を持ってPRしてほしいと言われておりました。

今回の予算案で、ユーチューブ広告でターゲットとなる若い世代に限らず、ユーチューブは多くの方々に利用されている最も有力な動画広告として、ゲーム業界や医療業界など本当に多岐にわたる業種が参入しております。

本当にすばらしいふく育県ですが、皆様も経験があると思いますが、動画の最初の5秒で興味を引かなければいけないことや、広告からアクセスしたホームページの質はもちろん、ターゲットがずれていると、見たい動画の前に全く関心のない広告が強制的に再生され、ふく育県のイメージダウンという逆効果になることもあり得ます。

そこで伺います。

ユーチューブ広告の効果を測定、分析し、スピード感を持って見直しを積み上げ、大きな効果を期待していますが、今回のユーチューブ広告による達成目標と、より効果を上げるための手法をお聞かせください。

先日、20代独身男性の方とお話しさせていただく機会がありました。

市政、県政、国政について様々な御意見をいただいた後、20代男性の恋愛事情について探ってみました。

恋愛に興味がない、縛られるのがストレス等、私たちが20代の頃とは全く違う感覚でした。男女共同参画白書に関する新聞報道でも、交際経験がない20代男性が4割近くとのことでした。

ふく育県のブランドアップにより移住定住を促進するためにも、ぜひ婚活と地方移住を同時に紹介する移住婚という考え方も検討すべきではないでしょうか。

福井県から最も多く大学へ進学している京都府が、婚活支援団体と連携し取組を始められております。

そこでお伺いします。

未婚率が低い福井県から未婚率の高い都道府県へ結婚、移住、新しいライフスタイルとしての移住婚を提案する取組を進められてはどうか、知事の所見を伺います。

次に4項目目、県内消費喚起と維持継続についてお伺いいたします。

第6波までのコロナ禍、行動制限、外出自粛や在宅ワークの広がりなどにより、大きなアウトドアブームが再来していると言われております。

このような中、今回、御説明いただいている県都ランドデザイン案の足羽川のにぎわい

創出として、日常的にキャンプやバーベキューが楽しめるよう景観に配慮したトイレや水場の整備や奥越エリアの強みである自然資源を生かしたアウトドア観光推進の柱となる六呂師高原活性化構想を進められております。

そして、コロナ第7波になり、3年ぶりの行動制限解除の中、最大10連休になったゴールデンウィークやお盆休みには、帰省ラッシュのニュース映像を久しぶりに目にした気がします。

あるキャンプ施設の方やアクティビティの事業をされている方と意見交換をしましたが、猛暑が続く天候の影響もあるかもしれませんが、8月の連休は行動制限解除前と比べてキャンプサイトを利用している方が激減したと語っていました。

県内、冬観光における誘客事業として、平日に利用できるリフト券等に対しての助成の対象を県民から全国へと拡大する予算が上程されており、これももちろんアウトドアによる地域活性化の後押しになると思っておりますが、そこでお伺いいたします。

景観や北陸新幹線、中部縦貫自動車道県内全線開通による良好なアクセスは大きなアピールになりますが、現在のアウトドアブームを維持継続し、福井県の特色を交えて、文化として定着させる取組が重要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に5項目目、コロナ対策についてお伺いいたします。

先日、第7波のコロナに感染された方々からお話を聞きましたが、御年配の方からは、身近にスマホの使い方を聞ける方がいないため、関係機関の事務負担の軽減のために色々努力してみたが、結局紙で登録をお願いしたと聞きました。

そして、自宅療養中はどうしても誰かに感染させていないのか、施設のあの部分を消毒してもらわないと駄目だなど、1人でいるために色々考え込んでしまって、精神的に辛かったと言われておりました。

そして、何に救われたかといえば、電話をいただく保健所の方やかかりつけ薬局、かかりつけ医の方々から、風邪だと思って頑張りましょうとか、コロナのことは忘れて基礎疾患と戦いましょうなど、温かい心がけに救われたとのことでした。

本当にありがとうございましたと言われておりました。

また、子育て中の方からは、行動制限が解除されてからも仕事への責任感、職場である保育施設の果たす社会への役割を考えたら、スポーツをしている自分の子どもの県外遠征の試合を見に行きたくても我慢していると言われておりました。

新型コロナウイルス、コロナ感染症への対応は、アルファ株、デルタ株、第7波のオミクロン株へと変化し、それに合わせて福井県の取り組みも変化してきています。

県内感染者数も過去最多を更新し、多くの県民が感染を身近に感じております。

そこで、これまで以上に感染対策に対する情報発信の重要性が増すのではないのでしょうか。感染対策に係る広報経費として、新聞への特別記事掲載などが予算計上されておりますが、現在、県のホームページには感染拡大防止への取組について、啓発チラシや様々な場面や時期に対応したチラシが掲載されております。

しかし、県内ではあまり目にする機会というか、効果的に活用されていないように感じております。

そこで伺います。

本日から、新規感染者数の全数把握について高齢者や重症化リスクのある患者などに限定することなど、今後の新たな方針に対応するためにも、ぜひ高齢者の目線での感染対策の広報の在り方、感染後の手続について所見を伺います。

そして、コロナ禍を経験し、行政と医療機関の連携の大切さを痛感しました。

そこでお伺いいたします。

地域間や診療科の偏在を是正し、地域の医療提供に必要な医師を確保することにより、県民が安心して医療を受けられる体制を築くための福井県医師確保計画の進捗状況や課題、来年度改定に向けた新たな取組などがあればお聞かせください。

次に、6項目目、水道事業の広域化についてお伺いいたします。

2020年2月議会の一般質問で、水道経営基盤強化推進事業について質問をさせていただきました。

そのとき答弁として、水道法の改正により都道府県は広域連携の推進に努めるとされており、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的な取組内容を定めたプランを作成するように総務省及び厚生労働省から要請を受けているところであり、令和2年度に将来推計などを通して、40年から50年程度を見越した中長期の課題を分析し、県、市町の共同チームにおいてどのような連携方策が可能であるか、必要なのか、市町の意向を聞きながら検討を進め、令和4年度までにプランを策定するとのことでした。

そこでお伺いいたします。

水道経営基盤強化のための検討会の開催状況とプラン策定の進捗状況と、40年から50年先を見越して物品の購入など市町間が協働して今から取り組めることもありますが、所見を伺います。

最後に7項目目、民生・児童委員の維持、発展についてお伺いします。

民生委員定数条例の一部を改正する議案が上程されております。

非常勤公務員として地域に根ざした福祉活動を展開し、温かな地域社会づくりを進める方々ですが、担い手不足について、市町に設置される民生委員推薦会から声を耳にしています。

就業年齢の引き上げや地域住民の高齢化などに加え、個人情報を守る重い仕事のイメージがあるとも聞いております。

高齢者支援、障がい者支援、生活困窮者等の支援、ひとり暮らしの人の緊急入院や死亡の際の対応、子ども、子育て世帯の支援、災害時に備えた対策、消費者トラブルなど、ほかにも多岐に渡り、また、そしてコロナ禍により一層複雑化しているのではないのでしょうか。

そこで伺います。

地域の高齢化が進み、民生・児童委員の期待は大きくなる中、実際の業務の具体例をQ&A方式で作成し活動の目安と考え方を共有するなど、県と市町で連携して取り組むべきではないのでしょうか、所見を伺います。

また、全国知事会の令和5年度、国の施策並びに予算に関する提案要望書では、将来世代が希望を叶えられる社会を目指し、母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制の構築として、地域住民の相談者かつ支援者である民生・児童委員の活動に対し、市町村や社会福祉協議会による組織的な支援が可能となる仕組みづくりを行うとともに財政支援の

充実を図るとあります。

そこでお伺いします。

私たちの日本社会の財産である民生・児童委員制度をこれからも維持発展させていくために、国へ担い手不足に対する抜本的な対策の協議をするよう働きかける必要があると考えますが、所見を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長／知事杉本君。

杉本知事／兼井議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、他の都道府県の若い世代への移住婚の提案についてお答えを申し上げます。

福井県におきましては、若い、特に都市部に住んでいらっしゃる若い層に対しまして、仕事ですとか住まいですとか、あと移住した後の定着の支援、こういったものをパックにした移住応援パックというものもPRさせていただいております、こうしたことも含めて、令和3年度の新福井人というところでありますけれども、県ですとかいろんな行政なんかは応援をしながら移住を達成した人、この新福井人が1018人ということで、過去最高になっているところでございます。

移住希望者の中には、おっしゃるように結婚をしたいという方もたくさんいらっしゃるわけございまして、こういうことに対しては、ポータルサイトである福井移住ナビですとか、あとは移住フェアの中ですとか、さらには関西地域の女性、関西へ出ていかれる女性の方が大変多いものですから、そういう方々に向けても、フリーペーパーというのを使いまして、福井の縁結びの制度であるとか、またAIマッチング、こういった婚活に行政が大変力を入れているということについても発信をさせていただいているところでございます。

アイデアをいただきました移住婚という考え方はとても面白いというふうに思います。

私も、先般も結婚相談所の方なんかとお話をしていますと、結婚相談に来る人というのは、もちろん、まず一定の相談所の中の男女でめぐりあっていくんですけども、だんだんと相手がいなくなってくる、そうすると、新しい出会いがないかなというふうになっていくそうでした、そういう新しい人であったりとか、また新鮮な場所であったりすると成婚率が上がってくるというようなお話も伺っているところでございます。

そういうことなんかも参考にしながら、例えば若狭町に新しく桂由美先生のウェディングドレスミュージアムができたわけですので、そこなんかに行きますと、例えば結婚式とか素敵なウェディングドレス姿というのがイメージしやすい、そういうようなところすとか、また福井県内のカップルで行きたいようなところ、観光地なんかで婚活のイベントを開かせていただく、そこに県外の方なんかも広く来ていただいたりとか、また、結婚相談所に登録されている人やAIマッチングに入っている人なんかにもたくさん集まっていたり、そうすることで移住そのものも考えていただいたり、また、結婚にまで結び付く、こういうことも広がるんじゃないかと思っておりますので、こうした移住婚という考え方もしっかりと踏まえてこれから進めたいと考えているところでございます。



続きまして、アウトドアブームの維持、継続をして、文化として定着させる取組についてお答えを申し上げます。

議員の御指摘のとおり、このコロナ禍という中で、特にアウトドアのブームが非常に盛り上がっているというふうに思っております。

県内でも、特に北陸新幹線の開業に向けて、アウトドアのいろんな新しいコンテンツ作りが進んでいるというふうに思います。

大野市の中でいえば、越前大野荒島の里、ここで例えばカヌーとかクライミング、こういう体験ができるようになっていきますし、また、九頭竜川とか荒島岳、こういったところにおきましても、ここはジャパンエコトラックに県内で初めて登録されるというところもあります。

三方五湖ではカヤックですとか、電動アシストのキックボードとか、こういうこともありますし、先般もワンパークフェスティバルってありましたけども、私も行って見ていましたら、アウトドアでサウナを楽しんでいたりとか、お堀でカヌーしたり、こういうこともありました。

あとは、例えばスキージャンプ勝山、ここでは勝山自然塾というようなことも開かれている。とても新しい観点のアウトドアというのが広がっているなど感じます。

県内でも今年の3月に福井県アウトドア協会というのができました。

ここが体験イベントですとかいろんな情報の発信もしていただいております。

県の観光連盟でも、ここで新しくアクティビティの専門ガイド、こういうものを養成するような講座も設けたりしておりますし、新たなプレーヤーを作り出す、そういうことも行っているところでございます。

ちょうど福井県は、夏は海水浴とか、冬はスキーとか、とても身近なところで四季折々のアウトドアが楽しめる絶好の場所だというふうに思っているところでございまして、こうした特徴を生かして、六呂師高原なんかもこれからリニューアルしてまいります。

こういったところなんかで新たにアウトドアを始めていただくような、そして、継続していただけるような、そういう仕組み作りを今後ともしてまいりたいと考えているところでございます。

そのほかについては、担当より御答弁申し上げます。

議長／総務部長鷺頭君。

鷺頭総務部長／私からは1点、高校生がイメージする県外大学と、県内大学の学生生活を踏まえた高校生目線での福井の魅力発信につきましてお答えを申し上げます。

高校生の県内進学率を高めるためには、福井での学生生活が魅力的であるということを県内高校生へ伝えていくことが重要であるというふうに考えてございます。

このため、御紹介のありましたF A Aが令和2年度から作成させていただいている大学協働パンフレット、こちらにつきましては、県内大学生の学内だけでなくキャンパスライフに焦点を当てた内容となっているところでございます。

このパンフレットにつきましては、県も支援させていただいておりますけれども、作成に

当たりましては、事前に高校生の意見を聞き取り、例えば学生企業など、福井で活躍する大学生の紹介、また、高校生と大学生の対談企画、そして県内大学生の休日の過ごし方などの記事を掲載するなど、高校生のニーズをくみ取るような工夫がされているものでございます。

一方で高校側からは、学生生活に加えまして、高校から県内大学への進学、そしてさらに就職までを含めたロールモデルを示してほしいといった新たな御意見も伺っておりますことから、まずそうした御意見をこのパンフレットの内容の改善に役立ててまいりたいというふうに考えてございます。

また、これとともに、高校生へ県内就職の魅力がしっかりと伝わるように伝えていくということも非常に大事でありますことから、SNSなど様々な情報発信ツールの活用についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長／地域戦略部長吉川君。

吉川地域戦略部長／私からは1点、水道広域化推進プラン策定の進捗状況と、先を見越した市町村間による取組についてお答えを申し上げます。

水道事業の広域化に向けましては、令和2年度から県と市町による検討会などを、これまでに計7回開催してまいりました。

この検討会におきましては、県内水道事業の現状と今後50年程度の将来的な推計を踏まえまして、一つとしては経営の一体化、1つの事業体による複数事業の経営です。

2つ目は、施設や設備等の共同設置の利用。

たとえば申しますと、浄水場やシステムの共同利用などが考えられます。

3つ目は、管理業務等の共同発注でございまして、資機材の共同購入などが考えられるところでございます。

こういった広域化の方向性について現在、鋭意検討を進めているところでございます。

議員から御指摘がございました物品の共同購入につきましては、今まさに検討会におきまして、メーターの購入ですとか水質検査、こういったものの共同発注を議論しておりまして、実施可能などから順次取組を促してまいりたいと考えているところでございます。

なお、水道広域化推進プランにつきましては、現在広域化のシミュレーションを基にした素案を作成しておりまして、市町と検討を重ねておるところでございます。

今後、骨子案をまとめまして、次の12月の県議会にお示しし、議員の皆様方から御意見をいただき、また、パブリックコメントをいただいた上で最終プランを今年度中に作成したいというスケジュールでございます。

議長／安全環境部長野路君。

野路安全環境部長／私からは1点、今回の大雨災害に関しまして、アーカイブの効果的な活用についてお答えを申し上げます。

県では、災害の教訓を伝承するために、昭和23年の福井地震ですとか平成16年の福井豪雨

など、大規模な災害で報告書が作成されたものにつきまして、福井県災害アーカイブとして今年の1月からホームページ上で公開しているところでございます。

今回の大雨災害につきましては、現在、避難情報の発令や住民の避難行動などにつきまして検証を進めているところでございます。

今後、検証の結果を取りまとめまして、アーカイブとして公開をしていく予定でございます。

この検証結果を公開する際には、今回の大雨による被害の状況ですとか人命救助の映像とか写真などもございますので、こういったものを取り入れるなどしまして、災害の実態が後世といたしますか、後々の世に伝わりやすくなるよう、できるだけ工夫をしてみたいと考えているところでございます。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／私からは5点、お答えを申し上げます。

まず1点目に、少子化対策について、ユーチューブ広告による達成目標と大きな効果を上げるための手法についてお答えを申し上げます。

ふく育県PRキャンペーン事業は、都市圏を中心とした子育て世帯の移住定住を促進することを目的としており、子育てに悩みを抱える方の心に響くような情報発信を行うことが重要であります。

そこで、今回の事業のユーチューブ広告では、登録されている方々のこれまでの視聴履歴などから、居住地や年齢層、家族状況等を推定し、都市圏等の子育て世帯にピンポイントで広告を表示することとしております。

また、表示される広告も、県内のデザイナーの協力を得ながら、子育て世帯の悩みがふく育県でなら解消できるということを、大胆かつ端的にアピールできるよう工夫をまいります。

今回、都市圏等に住む約10万人の子育て世帯がユーチューブ広告を通じてふく育県の詳細を紹介するウェブページにアクセスすることを目指しております。

より多くの子育て世帯の移住定住につながるよう創意工夫をこらしてまいりたいと考えております。

2点目に、コロナ対策について、高齢者目線での感染対策の広報の在り方等についてお答えを申し上げます。

高齢者の方につきましては、重症化リスクが高いということから、感染を防ぐための行動という点、そして、感染した場合に重症化を防ぐために、体調変化への注意という点、この2点を伝える広報が重要になってまいります。

このうち感染予防については、人混みを避けることや4回目のワクチン接種など、自分の身を守る行動をしていただけるよう、新聞広告等を活用しまして広告を行っております。

また、重症化防止につきましては、感染したらどのような症状が見られるか、あるいは健康観察が必要であることなどにつきまして、医療期間においてチラシを配布し、体調悪化等の連絡先や注意事項をお知らせしているところでございます。

今後、グラフや図、表を活用しましてエビデンスを示すなど、高齢者も含めまして、県民全体に分かりやすい広報に努めてまいります。

続いて3点目に、福井県医師確保計画の進捗状況や課題、来年度改定に向けた新たな取組についてお答えを申し上げます。

福井県医師確保計画では、奥越、丹南、嶺南地域の公立、公的医療機関等における医師不足解消を図るため、令和5年度までに73人、これは令和元年の計画策定時に43人ということだったので30人の増加でございますが、この医師を派遣することを目標としております。今年度は、自治医科大卒業の医師や福井大学健康推進枠医師、それからドクタープールの医師など70人の医師を派遣してございまして、嶺南地域については1年前倒して目標を達成するなど、順調に計画を進めているところでございます。

今後は福井大学と協力して奥越や丹南地域における医師確保を強化するとともに、来年度の計画改定に向けて、県内で不足している内科医や総合診療科医など、こういった科目の医師の確保、それから福大卒業時や臨床研修修了時における県外転出の抑制、それから医師の県内定着につながる新たな施策などを検討してまいりたいと考えております。

4点目でございます。

民生委員、児童委員の維持発展につきまして、民生委員、児童委員の業務の具体例の共有など、県としての連携についてお答えを申し上げます。

現在、8050問題やダブルケアなど、地域で複雑化、複合化する問題に適切に民生委員の方に対応していただけるために必要な知識や技術を習得できるよう、県では経験年数に応じた新任委員研修、中堅医院研修のほか、孤独、孤立者への見守り、児童虐待などの課題別研修を行っているところでございます。

また、各市町においても、民生委員同士が情報共有する定例会や研修会を開催しているほか、個別に民生委員の相談に応じているところでございます。

また、地域の区長、福祉員との連携を強化するための交流会を開くなど、地域全体で見守る取組を進めている市町もでございます。

さらに、民生委員が複雑化する問題に対応する負担を軽減するために、議員が御提案いただきましたとおり、県と市町の担当者会議にて出ました業務の好事例や困難事例の対応につきまして、今後、QA方式にまとめて全ての民生委員に配付するなどしまして、引き続き市町と連携して民生委員の活動を応援してまいりたいと考えております。

最期に、民生委員、児童委員の担い手不足に対する国への働きかけについてお答えを申し上げます。

民生委員、児童委員の定数は、国の基準を参考に地域の実情に合わせて定めており、本県の充足率は99%と高い状況にはございます。

しかし、市町の担当者からは、定年の延長や定年後も働く人が増えたことで人材確保が困難になってきた、あるいは独り暮らし高齢者の増加などにより負担が増加しているなどといったことを聞いてございまして、担い手不足は全国共通の課題であると認識しております。このため、今後、市町や県民生委員・児童委員連絡協議会での御意見をお伺いしまして、業務負担の軽減など担い手不足解消につながる抜本的な対策を行うよう、引き続き全国の県と連携しながら国に要請してまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私から1点、県立高校の魅力化についてお答えいたします。

県立高校の魅力化に向けましては、普通科系高校で新学科、コースを設置したり、生徒が主体の学校づくりを進めたりしております。

生徒が主体的に活動している例といたしましては、生徒と教員が一緒になって学力向上委員会を立ち上げ、学力の向上を目指している生徒や、生徒自ら高校生向け学習支援アプリを開発し、校内で運用している学校もございます。

また、地域の行政の課題解決として公務を手助けするチャットアプリを生徒が構築し、実際に運用されている例もございます。

令和4年度から、新学習指導要領では探求、課題解決型学習が重視されておりまして、生徒自ら学校生活において自分たちに何ができるか、そのためにはどうすればよいかということを考え、自信を持って行動し、より魅力のある学校づくりを進めてもらいたいと考えております。

また、各学校から要望があれば県教育委員会としても応援してまいりたいと考えております。

議長／以上で、兼井君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

議場の換気を行います。

再開は5分後といたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

西本恵一君。

なお、西本恵一君より、資料を使用したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので御了承願います。

西本（恵一）議員／公明党の西本恵一でございます。

一般質問最後でございます、よろしく申し上げます。

初診時・再診時選定療養費についてお伺いします。

特定機能病院と200床以上の地域医療支援病院に初診でかかるときですが、紹介状がない場合には初診時・再診時選定療養費を支払う必要があります。

いわゆる初診料と呼ばれるものであります。

紹介状は正式には診療状況提供書と呼ばれ、患者の氏名や生年月日、住所などの基本状況と検査や入院手術などの紹介する目的、現在の症状や病名、治療経過、投薬内容のほか、X線写真や検査データ、アレルギー歴なども記載されております。

したがって紹介状があれば引き継いだ病院で患者の容体を最初から調べ直すことがなく、診療がスムーズになります。

反対に紹介状がない場合には、改めて検査をすることでその分時間や費用がかかることになります。

また、最新設備や高度で専門的なスキルがある病院に継承者も含め多くの患者が集中すると、本当に治療を必要とする重症患者の診療待ち時間が長くなるというデメリットがあります。

したがって、症状に合わせて適切に医療機関にかかれるように機能を分けており、時間的や経済的にも患者側のメリットになるからだと考えられております。

したがって、まずはかかりつけ医に見てもらって、より専門的な調査や治療が必要な場合には大きな病院へという流れをつくっていると理解をしております。

しかしながら、患者からすると大きな病院で見てもらおうと安心だという気持ちもあり、初診料がかかったとしても行く人がいると思いますし、2015年から始まったこの制度を知らずに受診し、請求額の多さに驚いた人もいるかと思えます。

4月の診療報酬改定に伴う措置として、県立病院は10月1日から紹介状なしで受診する患者が負担する初診加算料を医科は現行5090円から7700円へ、歯科は3050円から5500円に引き上げられます。

また、他の医療機関を紹介される患者が紹介状なく県立病院を再診する場合の再診加算量も引き上げられ、医科は現行2540円から3300円、歯科は1520円から2090円となります。

そこで過去3年間の県立病院に初診時・再診時選定療養費を支払った患者数がどれぐらいあったのかお伺いします。

また、県立病院の場合医師の指示なく受診されてから半年経過している方は初診時・再診時選定療養費の徴収対象となります。

しかし例えばですが、過去に県立病院にかかり治療した方が、半年たった後にもしかすると再発したのではないかと、そういった疑うような痛みや症状があった場合に、県立病院で治療を受けた実績や過去のデータが県立病院に残っているため、かかりつけ医に行くのではなく、直に県立病院に行きたいと思うのは患者の自然な思いだと思います。

こうした場合には、初診時選定療養費が加算されないようにしてほしいとの県民からの要望があります。

あまりに期間が経っているのであれば別ですが、柔軟に対応してほしいと要望しますが、所見をお伺いいたします。

なお、初診時・再診時選定療養費にはいくつかの例外があります。

例えば急に具合が悪くなって救急車で運ばれた場合は対象外です、ただし自分で行くことができるのに安易に救急車を呼ぶ場合もありますので軽症の場合には初診時・最新時選定療養費を支払うことがあるようです。

ところで自分で救急病院に行く場合ですが特定機能病院と200床以上の地域医療支援病院では、初診時・再診時選定療養費が請求されますが、それ以外の供給病院では請求がありません。

福井県には40の救急病院と10の救急診療所がありますが、このうち初診時・再診時選定療

養費が請求される病院はどこになるのかお伺いするとともに、初診時・再診時選定療養費が必要な救急病院とそうでない病院が判別できるよう救急医療機関一覧を作成し、県や市町のホームページの掲載や市町を通じて各家庭に一覧を配布して県民が選択できるよう周知する事を提案いたしますが、あわせて所見をお伺いいたします。

続いて、サンタリーボックスの設置についてお伺いします。

本年7月30日に福井県済生会病院で患者さんに優しいがん診療をテーマに、市民公開講座が行われ、がん治療を続けるフリーアナウンサーの小倉智昭さんが講演をいたしました。その話の中で小倉さんが以下のように要望しておりました。

膀胱がんによる全摘出手術を受け、小腸に代用膀胱を作ったが尿意を感じるができなくなり、尿失禁用パッドを着用するようになった。

そこで困ることになったのが、吸収量が多いパッドを捨てる場所がなく、外出すると時間の経過とともに二つ三つと増えているので、重量がかさみ、持ち歩くことが困難になる。

男子用トイレ個室には女性トイレみたいにサンタリーボックスがない。

特に最近では手洗い場所にテロ対策などでゴミ箱も設置をされていない。

膀胱がんや前立腺がんにより尿失禁パッドを付ける方も多くなってきており、男性用トイレに大きめのサンタリーボックスを設置してほしいと、この内容は8月12日付の読売新聞にも取り上げられています。

済生会病院はこの公演を受けて、すべての外来用男性トイレ個室に設置したそうであります。

国立がん研究センターが2018年にまとめた統計によれば、前立腺がんと診断される男性は約9万2000人、膀胱がんは約1万7500人でパッドをつけている方が増えております。

高齢者が多いと思われませんが介護医療のためにもこうした方が内にこもることがないように住み慣れた地域社会で生活をしていく支援ができる、そういった環境整備が必要であります。

そこでまず県有施設の男性用個室トイレにおけるサンタリーボックスの設置状況についてお伺いいたします。

また、清掃される方への配慮をしながらもパッドが捨てられるようにサンタリーボックスが未設置の県有施設男性トイレ個室に設置すること、及び島の施設や商業施設、民間企業、遊技場、旅館やホテルなど特定建築物の施設にも働きかけて欲しいと要望しますが、知事の所見をお伺いいたします。

3番目、グリーフケアについてお伺いします。

グリーフとは死別などによる深い悲しみや悲痛を意味する言葉であります。

したがって、グリーフケアとは悲しみの中にある人をサポートすることを言います。

大切な家族を失うことによって疎外感やうつ症状などを発症する精神的反応や睡眠障害や食欲障害など身体的反応を引き起こす方が少なくありません。

また、引きこもりや不登校、孤立など高齢者の認知症と勘違いされるような生活態度になる場合もあります。

なかなか立ち直れず長期間にわたって大きな喪失感の中で過ごしている方がおります。

親の死は過去をなくし、配偶者の死は現在をなくし、子供の死は未来をなくすと言われて

いますが、特に子供との死別は近親者の死別の中でも悲しみが深いとされており、厚生労働省の調査では、流産や死産による辛さを感じていた人は、6か月後でも5割を超え、約3割は1年以上続いているとされています。

また、最も辛かった時期に抑うつ状態になるなど、日常生活に支障があった人は7割に近く、流産や死産は近親者意外に知る人が少ないため、社会に認められにくい悲嘆と言われています。

こうした流産や死産、人工妊娠中絶といった周産期の死を含め、病気や事故で子供を亡くした家族などにケア体制が確立されていない現状が指摘をされています。

そこで厚生労働省はグリーフケアに関する手引きをこのほど初めて作成し、活用を促す通知を本年4月20日に都道府県に通知しました。

流産や死産を経験した遺族らの心情に配慮したきめ細かい対応が大切であり、この手引きの内容の役割は大きいと思います。

そこで子供を亡くした家族へ支援を行うため、死産届や死亡届の情報を担当課で共有し、子供の死に特化した相談窓口を設置することや、同じ経験をした自助グループを早期に紹介することなどを要望しますが、県の取組について知事の所見をお伺いいたします。

先日、グリーフケア福井の代表である敦賀市のお住まいの山崎純子さんの講演をお聞きしました。

山崎代表は16年前に息子さんを事故で亡くしております。

そのとき、自分だけ時間が止まったようなまひ状態の中で、ちょうどその頃に同じ境遇のお母さんたちと出会い、一人ではないという安心感と内に秘めていた悲しみを放つことができ、前に進むことができたそうであります。

その後、グリーフケアに出会い支援活動するようになったということでもあります。

そこで家族の死により立ち直ることが困難な方を支援するため、病院などでセミナーを開催するなどグリーフケアを集中してほしいと願いますが、県の取り組みをお伺いいたします。

また、グリーフケアは心療内科や精神科で対処する事も可能ですが、死別の心のケアは特殊であり専門性が求められる分野でもありますためグリーフケア外来や遺族外来を特化して設置グリーフケアを受けることで、すぐに治療が始められる体制をとっている病院があります。

心療内科や精神科内科で良いのではないかとと思われるかもしれませんが、遺族にとってはなかなか抵抗感があり、行きにくいと聞いております。

遺族外来という名前であれば、受診先として大変行きやすいということを知っておりますので、県立病院に遺族外来を設置してはと提案をいたしますが、御所見をお伺いいたします。

4番目、自動車教習所入校時期についてお伺いをいたします。

普通運転免許はご存知のとおり18歳以上が取得可能ですが、自動車教習所には17歳で入校することができます。

ただし、一段階の技能教習学科教習終了までで18歳にならないと、その後の修了検定、仮免学科試験の受験資格がありません。



したがって、18歳の誕生日の約1か月から1.5か月前の入校を進めているようでありませぬ。職業系学科のある高校の自動車教習所入校日一覧を皆さんのお手元に配布しておりますが、現状は自動車教習所に通うのに高校の許可がある許可制となっており、18歳になったからといってすぐに行けるわけではありませぬ。

一覧にあるとおり、学校長の判断により入校時期は高校によって異なっております。高校3年生になると自動車教習所に行くための学校説明会があり、入校許可の条件が示されるようでありませぬ。

高校によって条件が多少異なるとは思いますが、例えば試験で赤点を取っていけないとか夜遅い教習は駄目だとか、取得のための条件があるようでありませぬ。

さて、自動車教習場では進学や就職を控えた高校生らの入所が冬から春にかけて集中し、指導員の残業時間がこの時期だけ極端に多くなるため大変に困っているということでありませぬ。

この時期だけ指導員を増やすわけにもいかず、一方で働き方改革により残業時間の上限を最長でも月100時間未満とする規制が適用されるようになったため、授業のコマ数に制限を設けざるを得なくなり、必要な運転免許を4月までに取得できない生徒が出てくるため、本人及び就職先に多大な負担を生じさせている事例があります。

こうした現状を受け、平成30年9月7日には、文部科学省より運転免許に係る留意事項について教育委員会の通達を出して適切に対応するように求めており、本県においても令和2年に福井県指定自動教習所協会から県教育委員会に要望書を出しておりますが、残念ながら各学校の対応に変化がなく、今年度もこれまで同様の課題を抱えながら対応しなければならぬようでありませぬ。

高校生のうちに自動車運転をして事故や問題を起こしてほしくないということ取得時期を遅くする規制をしているのかもしれませんが、民法も改正され18歳からの自己決定権が尊重される時代となっており、中には敦賀高校や坂井高校のように7月から許可している学校もありません。

そこで、本免許試験の所得時期を卒業式の後にするなど条件をつけるなどして、全ての職業系学校において早期に教習所に入校できるように緩和してほしいと要望しますが所見をお伺いいたします。

最後に、空き家古民家の活用についてお伺いします。

古民家には正式な定義はありませんが、目安としては建築後50年経過した建物を一般的に古民家としており、また、一般社団法人全国古民家再生協会での古民家の定義は昭和25年の建築基準法の制定時に既に建てられていた伝統的建造物の住宅としてあります。

福井県には約2000件の古民家があると伺っております。

都会の方々には田舎でしか味わえない暮らしを体験できる旅行を望む方がおり、その受け皿として県内でも古民家を利用した農泊や民泊をするところが出てきているようですが、いま一つ広がらないようでありませぬ。

二地域居住の精神や宿泊施設テレワーク、ワーケーション施設への活用を進め、関係人口増加につながっていかないと考えます。

こういった関係人口、また交流人口の増加につなげ、地域活性化を図るため空き家古民家

の活用を推進してほしいと考えますが、県の取組について所見をお伺いします。  
福井県において、古民家を維持できずに解体をせざるを得ない物件が多いようであり、その際、リユース可能な貴重な古材が出てきており、業者が引き取りを依頼される場合があります。

空き家の古材がリユースできるかどうかは木造住宅簡易鑑定が必要になり、この鑑定の依頼は年々増加していると聞いていますが、3万円の費用がかかるため、所有者が調査を行うのに躊躇し、調査を決断するまでに長期を要する場合があります、その間に物件の劣化が進み、古材活用ができなくなるという課題が出ているようであり、

そこで古材リユースを促進し、空き家放置を未然に防ぐためにも木造住宅簡易鑑定費用の補助ができないか所見をお伺いいたします。

国土交通省は、空き家課題解決としてD I Y賃貸借を推進しています。

D I Y賃貸物件とは従来の賃貸物件では自分で内装に手を加えることができず、仮に内装を変更できたとしても退去時に原状回復することが義務づけられておりますが、貸主と借主の間でリフォームの合意契約をすれば借主が快適な空間に作り変えることができ、現状復帰が必要ではないというものであります。

安価で借主が好きなように改修できるD I Y賃貸を勧めることで古民家活用が促進できるのではないかと思います。

そこでD I Y賃貸の周知や相談窓口の設置とともに古民家改修のためのD I Y教室の開催を定期的に行ってはと提案しますが所見をお伺いいたします。

現在、福井県では伝統耐震診断の補助制度と伝統耐震補強工事で補助金をだしています。伝統耐震診断は6市町、伝統耐震補強工事は9市町にありますが、古民家は17市町全域にありますので、全身街が行うように県から働きかけていただきたいと思っております。

さらに今後空き家古民家を活用するためには現状の状況を把握するために建物本体や外壁床下などひび割れや雨漏りなどの例影事象や不具合状況を専門家が目視調査するインスペクションが必要であります。

滋賀県や長野県などでは補助制度を設けておりますが、本県もインスペクションに対する補助制度をつくることを求めますが、所見をお伺いいたします。

以上、よろしく願い申し上げます。

議長／知事杉本君。

杉本知事／西本恵一議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず県有施設などの男性用個室トイレへのサンタリーボックスの設置についてお答え申し上げます。

県有施設に起きまして男性用のトイレに御指摘のようなサンタリーボックスを置いておる、そういう施設におきましては生活学習館や県立図書館など一部の個室トイレに設置しておりますけれども、多くの施設では未設置の状況ということでございます。

御指摘のように、治療によって尿漏れパッドが必要になるような方、多くの場合は例えば前立腺がんとすとか膀胱がん、御指摘いただいたようなそういうようなときに必要になっ

てくるというように伺っております。

県内でも毎年、前立腺がんであれば約500人の方、膀胱がんであれば約100人の方が新たに診断されて治療を受ける、こういう状況になっているところです。

こういうような方が安心して県内、外出ができるようにする、こういうことも大切かと思っています。

まずは県有施設の中で、たくさんの方が利用されるような、こういうところでサニタリーボックスを設置してみまして、どの程度使われるかという状況を見ながらこういう県有施設について拡大をしていくということについて考えていきたいと思っておりますし、また、あわせて市や町、それからたくさんの方が集まるような商業施設、こういったところにも私どもからお声かけさせていただいて、できるだけ広がっていくような環境をつくっていきたくて考えております。

続きまして、子供の死に特化した相談窓口の設置や自助グループの早期の紹介についてお答えを申し上げます。

流産とか死産などで子供を亡くすというのは私も子を持つ親ですので、もう大人になりましたけれども、それでも、身を切られる思いをするだろうなど、そういう意味で悲嘆というか、グリーフ、少しでも精神的な負担を軽減して差し上げるということは大切なことだろうと考えているところでございます。

福井県におきましては厚労省から支援の手引きというのがありますので、これを市や町と共有をして適切に対応していただけるようお願いしているところです。

また、あわせて、死産届と母子保健の担当窓口、こういうところでしっかり連携を取っていただけるようお願いをしているところでございます。

議員御指摘のように、こうした境遇にあるご家族、連携を図るといえるか、話し合いをするとか、こういったことも大事だというふうに思いますし、何よりもまずは当事者の方のニーズということを踏まえてどういように支援していくのかということを考えていくことは大切だろうというふうに思っているところでございます。

そういうことから、当事者の方のニーズですとか、さらにはこういった方々を応援する、そういうような機関の実態、課題、こういったことについて、例えば当事者団体であるとか市や町、病院などに話を聞きながら、今後どういような支援をしていったらいいのか、検討してまいりたいと考えているところでございます。

そのほかにつきましては担当より御答弁を申し上げます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは、関係人口の増加につなげ、地域活性化を図るための空き家古民家の活用の推進についてお答えを申し上げます。

県では令和2年度から空き家古民家改修の支援を市町と合同で実施しておりまして、このうち宿泊もしくはテレワークなど賃貸用として活用するための改修については3年度末までに6県の利用がございました。

このほか大野市の関係商店とか福井市のハリーシャなど、民間が独自に改修するケースも

出てきておりまして、3年度からはこうした施設を拡張しまして、ワーケーションの受け入れを市町と協力して進めております。

その結果、3年度は県内全体で6市町におきまして都市部企業の社員でありますとか、デザイナー、建築士など、合計で142名の方々が2泊から1週間程度県内に滞在しましてワーケーションを行っていただいたところでございます。

県としましては、市町の協力を得ながら、空き家改修の支援、またワーケーション体験のSNS発信を行うほか、支援、都市部企業や子育て世代など、ワーケーションを誘致し、県下全域に一層拡大して関係人口の増加につなげていきたいと考えております。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／私からは5点、お答えを申し上げます。

まず最初に、県立病院における初診時・再診時選定療養費につきまして、過去3年間の患者の数、それとあわせまして、過去に県立を受診した患者が再び受診する際の対応を柔軟にしているかどうかということにあわせまして、一括で答弁をさせていただきます。

県立病院において、過去3年間に初診時・再診時選定療養費を支払った患者さんの数は、いずれも延べ数ですけれども、令和元年度が初診時が8750人、再診時が50人、令和2年度は初診時が5693人、再診時が30人、そして、令和3年度は初診時が5766人、再診時が37人となっております。

病気が治った後に受診した場合は、本来ならば、前回受診からの経過期間にかかわらず初診というふうになるところを、県立病院におきましては、症状の重い患者が通院することを考慮しまして、前回受診から6か月以内であれば再診扱いとして、初診時選定医療費を徴収しないということでやらせていただいて、柔軟な対応を取らせていただいております。

かかりつけ医を受診し、紹介状を持って県立病院を受診すれば完全に初診時・再診時選定療養費の負担は生じないということですので、この点を県民に理解いただけるよう、引き続き周知に努めてまいります。

続きまして、選定療養費を請求する医療期間及びその周知についてお答えを申し上げます。

県内の救急医療機関におきまして、選定療養費を請求するのは、福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、そして福井県立病院の4つの病院でございます。

これらの病院はかかりつけ医との機能分担や業務連携を推進するため、健康保険法等により選定療養費を請求する義務があるため、制度趣旨について県民の理解を促進することが重要と考えております。

このため選定療養費を請求する医療機関及び制度の内容について、県のホームページに掲載するとともに、市町にも周知の協力を求めていますと考えております。

続きまして、グリーフケアについて、病院などでセミナーを開催するなど、グリーフケアの周知についてお答えを申し上げます。

大切な家族を亡くした方々のグリーフというものは大変耐えがたいものがあり、相談対応など、必要な支援を受けることで長く心の支えとなる場合もあると認識しております。

このため本県では県立病院においては、家族を亡くされた方の会合を開催し、座談会や同じ境遇の方による講演を実施するなどの取り組みを行っています。

また、心の健康相談に応じる窓口でありますほっとサポート福井、こちらでも家族を亡くした方々を中心に、家族のことや心身の不調などについて相談の対応を行っているところでございます。

このような支援を届けるための体制整備と同時に、支援を必要とする人が支援の存在を知っていただけるような対応を講ずることも必要だと考えており、医療期間等の意見を聞きながら、支援の仕組みの周知のためどのような手法が効果的か検討してまいりたいと考えております。

最後に、県立病院における遺族外来の設置についてお答えを申し上げます。

全国で約50か所の遺族外来等を設置している医療機関におきましては、精神科医など、専門スタッフによる診察を行っている病院や公認心理士によるカウンセリングが中心の病院など、そのケアの体制ややり方は様々でございます。

県立病院におきましてはお子さんを亡くされたお子さんに対して、心のケアのガイドブックの提供、同じ体験を持つ方が集まって語り合う会の案内、介護士による電話での状況確認を行っております。

今後もこうした患者、遺族に対するサポートを継続的に実施してまいるとともに、外来施設につきましては、それが公的医療保険でカバーできないということもありますので、他県の事例をしっかりとまずは調査してまいりたいと考えております。

議長／土木部長高橋君。

高橋土木部長／私のほうから3点お答えをさせていただきます。

まず1点目、古材リユース促進のための木造住宅簡易鑑定費用に関する補助についてお答えを申し上げます。

古材リユースにつきましては、循環型社会の形成を推進をするとともに、持続可能な生産と消費、温室効果ガス排出抑制につながる取組の一つであると考えてございます。

古材をいろいろとリユースするという点についてはいろんな形があると思えますけれども、例えば住宅の材料として利用する場合におきましては、品質や構造、強度の安全性を法令上建築士のほうで確認する必要があるがございますので、今回御指摘いただきました簡易鑑定をしたとしても、改めてそういった形の確認をする必要があります。

また、一方、空き家の放置等を未然に防ぐという対策といたしましても、県のほうでは令和3年度から所有者が空き家の管理代行サービスを利用する費用につきまして、市町とともに補助するなど、様々な空き家対策も取り組んでいるところでございまして、今回のお答えのございました木造住宅簡易鑑定制度につきましては、令和2年度に創出された制度で、まだ県内では鑑定実績がないとも伺っておりますので、こういった状況を踏まえまして、関係部局と連携して、どのような支援が可能か検討させていただきたいと思えます。次に、D I Y賃貸の周知や相談窓口の設置、古民家改修のD I Y教室についてお答えを申し上げます。

お答えを申し上げます。

国のほうでは賃貸住宅の流通促進の一環としまして、D I Y型賃貸住宅の普及に取り組んでいるところでして、契約時のトラブル、そういったものを未然に防止する観点も含めて、ガイドブック、手引きなどを策定している状況でございます。

県といたしましては各市町のほうに空き家相談窓口を設置しておりますので、そういった窓口を通じまして空き家所有者に対して、D I Y賃貸の周知を行ったり、借主からの相談や入居希望時に対応できるように必要な情報の提供を行ってまいりたいと考えております。また、空き家や古民家の改修のためのD I Y教室につきましては、D I Y賃貸、今後の普及状況を見させていただきまして、市町と連携して必要な対策について検討していきたいと思っております。

最期になりますが、インスペクションの補助制度についてお答えを申し上げます。

本県におきましては、平成30年度から空き家情報バンクに登録している空き家を対象にし、所有者が建物の状況の調査をする費用について市町とともに補助をするようにしているところでございます。

ただ、具体的に行きますと、基礎ですとか外壁等の劣化の状況、不具合の状況、そういったものを把握する診断の費用に対して補助しておるところでございますが、まだ県内のほうでは6市町のほうで制度を有している状況でございまして、令和3年度までの補助の実績でいいますと、8件といった状況になっているところでございます。

そうした状況を踏まえまして、空き家診断という制度になりますけれども、今後この制度のさらなる普及に向けまして市町に対して制度の創設を呼びかけ、働きかけをしていくとともに、空き家の所有者、不動産業者に対しまして、インスペクション、建物の状況調査をしっかりといただくよう、実施の呼びかけをしてまいりたいと考えてございます。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私から1点、職業系学校における自動車教習所の早期入港についてお答えいたします。

職業系高校を中心に就職する生徒につきましては、一般的に就職内定後の時期に自動車教習所の入校を許可しておりますが、教習所からの要望に応じて入校時期を前倒しし、7月から認めている学校や夏期休業時間の入校を認めている学校もございます。

自動車教習所の入校時期については校則で定めている学校も多くあります。

現在、各学校で生徒が主体となって校則を見直すことが進んでいますので、入校時期も課題の一つとして取り上げ、教習所の要望も踏まえ、生徒、保護者、学校がよく話し合い、よりよい方向性を見いだすよう促してまいります。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／前向きな答弁も多かったと思い、どうもありがとうございます。

職業系学科のある自動車教習所、やっぱり教習所が困っておりますので結果的には本人に

はね返ってくる形になりますから、ぜひ今のことをしっかり進めていただいて、これが前倒しになるように期待をしております。

それから、救急医療機関で初診料が請求されるのは40救急病院のうち4つだけということです。

私もわかっているんですけども、ただ、どうしても患者さんというか、痛みを覚えた人というのは、済生会とか県立、4つのほうに行きたくなんです。

ここに行くと初診料を取られますので、そのほかにも救急病院があるんだと、36個もあるんだ県内には、そのことをわかってもらって、初診料を取られるならここ行くのやめようと、違うところへ行こうというふうに、7000円も取られるわけですから、そういうようなことがわかるようにしてほしいと。

先ほど5000人ぐらいもいるということでしたけれども、そういうような要望でした。

わかってて行くのはいいんですとられるということ。

ぜひこれも促してほしいなと思います。

あと1個だけ質問したいんですけども、先ほどの半年間と言われる、一応治癒したなど思ったら半年経ってしまって、それ以降なんか同じ病気のような気がする、半やっぱり県立病院でかかりたい、半年というのは病院によって1年でもいいみたいなんですね、ぜひ半年を1年とかにできないか、これについてお伺いします。

議長／健康福祉部長服部君。

服部健康福祉部長／選定療養費を1年取らないところ、あるいは県立病院6か月で見ているところ、いろいろ病院によって違うんですけども、その理由としますのは、主に県立病院ですと、急性期の方を主な対象としている病院の性質がございます。

一方、1年のところは回復期とか、慢性期の方が多いということもあって、直るまでの期間ある程度ちがうということですので、6か月ということで県立病院のほうをやらせていただきたいというふうに思っております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長／以上で、西本恵一君の質問は終了いたしました。

以上で、通告による質疑及び質問は終了いたしましたので、ほかはないものと認め、日程第1及び第2の各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問は終結いたしました。

ただいま議題となっておりますのは日程第1、第2のうち、日程第1 第62号議案につきましては、本日、採決いたしたいと存じます。

この際、お諮りいたします。

日程第1 第62号議案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託

を省略したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより、日程第1 第62号議案に対する討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告者はありませんので、ほかはないものと認め、本件に対する討論を終結いたしました。

これより、採決に入ります。

その方法は、起立によって行います。

日程第1 第62号議案 令和4年度福井県一般会計補正予算第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立全員であります。

よって、日程第1につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3の請願について、あわせて議題といたします。

この際、お諮りいたします。

会議規則第38条第1項の規定により、日程第2の議案17件をお手元に配付いたしました議案付託表のとおり、また、同規則第91条第1項の規定により、日程第3の請願1件を、お手元に配付いたしました文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第4 予算決算特別委員会への権限の付与についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。

予算決算特別委員会に対しては、第75号及び第76号の決算関係議案の審査のため、地方自治法第98条第1項の地方公共団体の事務の管理、議決の執行及び出納の検査に関する権限を付与することにいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

各委員会付託案件審査等のため、明15日から10月3日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

各委員会は、休会中十分審査され、来る10月4日に、その審査の経過及び結果について、御報告願います。

来る10月4日は、午後2時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。